

## 【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成29年9月15日提出
【発行者名】	三井住友アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 松下 隆史
【本店の所在の場所】	東京都港区愛宕二丁目5番1号
【事務連絡者氏名】	土田 雅央
【電話番号】	03-5405-0740
【届出の対象とした募集(売出)内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	BDCプラス(為替ヘッジあり/年1回決算型) BDCプラス(為替ヘッジなし/年1回決算型)
【届出の対象とした募集(売出)内国投資信託受益証券の金額】	(1)当初申込期間(平成28年12月8日から平成28年12月15日まで) BDCプラス(為替ヘッジあり/年1回決算型) 500億円を上限とします。 BDCプラス(為替ヘッジなし/年1回決算型) 500億円を上限とします。 (2)継続申込期間(平成28年12月16日から平成30年3月15日まで) BDCプラス(為替ヘッジあり/年1回決算型) 7,500億円を上限とします。 BDCプラス(為替ヘッジなし/年1回決算型) 7,500億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成28年11月22日付をもって提出しました「BDCプラス(為替ヘッジあり/年1回決算型)」および「BDCプラス(為替ヘッジなし/年1回決算型)」の有価証券届出書(以下「原届出書」といいます。)について、平成29年9月15日に半期報告書を提出したことに伴う関係情報の更新、ファンド情報の更新等を行うため、本訂正届出書により訂正を行うものです。

## 2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部\_\_\_\_\_は訂正部分を示し、<更新後>に記載している内容は原届出書が更新されます。また、原届出書の「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表」に中間財務諸表(比較情報を除きます。)の記載事項が追加されます。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

#### (2)【ファンドの沿革】

<更新後>

平成28年12月16日 信託契約締結、設定、運用開始。

#### (3)【ファンドの仕組み】

<更新後>

イ 当ファンドの関係法人とその役割

(イ) 委託会社 「三井住友アセットマネジメント株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。

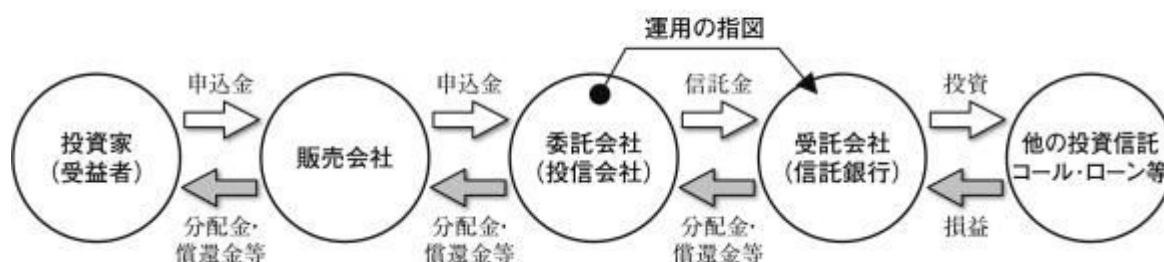
(ロ) 受託会社 「株式会社S M B C信託銀行」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

(ハ) 販売会社

委託会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問いません。）に基づき、当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、受益者からの一部解約実行請求の受付、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。

#### 運営の仕組み



ロ 委託会社の概況

(イ) 資本金の額

2,000百万円（平成29年 7月31日現在）

(ロ) 会社の沿革

昭和60年 7月15日 三生投資顧問株式会社設立

昭和62年 2月20日 証券投資顧問業の登録

昭和62年 6月10日 投資一任契約にかかる業務の認可

平成11年 1月 1日 三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合

- 平成11年2月5日 三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社へ商号変更
- 平成12年1月27日 証券投資信託委託業の認可取得
- 平成14年12月1日 住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式会社に商号変更
- 平成25年4月1日 トヨタアセットマネジメント株式会社と合併

## (八) 大株主の状況

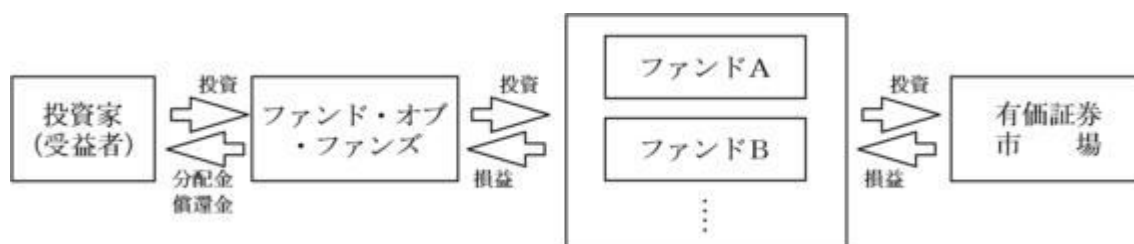
(平成29年7月31日現在)

名称	住所	所有株式数	比率(%)
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	10,584	60.0
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目4番35号	3,528	20.0
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地	3,528	20.0

## 八 ファンドの運用形態(ファンド・オブ・ファンズによる運用)

一般に、「ファンド・オブ・ファンズ」においては、株式や債券などの有価証券に直接投資するのではなく、複数の他の投資信託(ファンド)を組み入れることにより運用を行います(投資信託に投資する投資信託)。また、種々の特長を持った投資信託を購入することにより、効率的に資産配分を行います。

## 〔ファンド・オブ・ファンズによる運用〕



## 2 【投資方針】

## (1) 【投資方針】

&lt;更新後&gt;

「(1) 投資方針」には、当ファンドと実質的な投資対象資産(米国の株式、米国および新興国の短期社債等)が同じで、決算頻度が異なるファンドの情報を合わせて説明している部分があります。

## イ 基本方針

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、主としてBDC(ビジネス・ディベロップメント・カンパニー)等に投資しつつ、米ドル建ての短期ハイイールド社債および新興国短期社債等に投資することにより、相対的に高い利回りを確保しつつ、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

## ロ 投資態度

BDCプラス(為替ヘッジあり/年1回決算型)

(イ) 投資信託証券への投資を通じて、主としてBDC(ビジネス・ディベロップメント・カンパ

ニー)等に投資しつつ、米ドル建ての短期ハイイールド社債および新興国短期社債等に投資することにより、相対的に高い利回りを確保しつつ、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

中堅企業等(中小企業から上場企業まで)の事業開発を主に金融面からサポートする投資会社をいいます。

- (ロ) BDCを投資対象とする投資信託証券への投資は、原則として信託財産の純資産総額の50%以上とします。ただし、資金動向や市況変動の影響等により下回る場合もあります。
- (ハ) 市場のリスク選好状況を定量的に捉え、各投資信託証券への配分比率(一部短期金融資産へ配分する場合もあります。)を機動的に調整することにより、リスク水準の抑制とリターンの増大を目指します。
- (ニ) 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。
- (ホ) 投資信託証券への投資は、高位を保つことを原則とします。
- (ヘ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- (ト) 主要投資対象とする投資信託証券は、下記の通りとします。

a. SMAM・米国BDCファンド(FOFs用) <適格機関投資家限定>

運用会社	三井住友アセットマネジメント株式会社
主要運用対象	米国ハイ・インカムBDCマザーファンド受益証券
運用の基本方針	マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として、米国の取引所に上場している株式等に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

b. SMAM・米国短期ハイ・イールド・ボンド・ファンド(FOFs用) <適格機関投資家限定>

運用会社	三井住友アセットマネジメント株式会社
主要運用対象	米国短期ハイ・イールド・ボンド・マザーファンド受益証券
運用の基本方針	マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として、米ドル建ての短期ハイ・イールド社債等に投資を行い、安定的な収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

c. アッシュモア・エマージング・マーケッツ・ショート・デュレーション・コーポレート・デッド・ファンド(ヘッジド・アニュアル・ディストリビューション・クラス)

投資顧問会社	アッシュモア・インベストメント・アドバイザーズ・リミテッド
主要運用対象	新興国の社債
運用の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主として、新興国の社債に投資を行い、償還年限の短い債券に投資することによって価格変動リスクを抑制しながら、相対的に高いインカム収入を享受することを目指します。</li> <li>・原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。</li> </ul>

上記ファンドの詳細に関しましては、後述の〔参考情報：投資対象とする投資信託証券の概要〕をご覧ください。

BDCプラス(為替ヘッジなし/年1回決算型)

- (イ) 投資信託証券への投資を通じて、主としてBDC(ビジネス・ディベロップメント・カンパニー)等に投資しつつ、米ドル建ての短期ハイイールド社債および新興国短期社債等に投資することにより、相対的に高い利回りを確保しつつ、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

中堅企業等(中小企業から上場企業まで)の事業開発を主に金融面からサポートする投資会社をいいます。

- (ロ) BDCを投資対象とする投資信託証券への投資は、原則として信託財産の純資産総額の50%以上とします。ただし、資金動向や市況変動の影響等により下回る場合もあります。
- (ハ) 市場のリスク選好状況を定量的に捉え、各投資信託証券への配分比率(一部短期金融資産へ配

分する場合があります。)を機動的に調整することにより、リスク水準の抑制とリターンを増大を目指します。

- (ニ) 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。  
 (ホ) 投資信託証券への投資は、高位を保つことを原則とします。  
 (ヘ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。  
 (ト) 主要投資対象とする投資信託証券は、下記の通りとします。

a. SMAM・米国BDCファンド(FOFs用) <適格機関投資家限定>

運用会社	三井住友アセットマネジメント株式会社
主要運用対象	米国ハイ・インカムBDCマザーファンド受益証券
運用の基本方針	マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として、米国の取引所に上場している株式等に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

b. SMAM・米国短期ハイ・イールド・ボンド・ファンド(FOFs用) <適格機関投資家限定>

運用会社	三井住友アセットマネジメント株式会社
主要運用対象	米国短期ハイ・イールド・ボンド・マザーファンド受益証券
運用の基本方針	マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として、米ドル建ての短期ハイ・イールド社債等に投資を行い、安定的な収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

c. アッシュモア・エマージング・マーケット・ショート・デュレーション・コーポレート・デッド・ファンド(アンヘッジド・アニュアル・ディストリビューション・クラス)

投資顧問会社	アッシュモア・インベストメント・アドバイザーズ・リミテッド
主要運用対象	新興国の社債
運用の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主として、新興国の社債に投資を行い、償還年限の短い債券に投資することによって価格変動リスクを抑制しながら、相対的に高いインカム収入を享受することを目標とします。</li> <li>・原則として対円での為替ヘッジを行いません。</li> </ul>

上記ファンドの詳細に関しましては、後述の〔参考情報：投資対象とする投資信託証券の概要〕をご覧ください。

## ファンドの特色

**1** 主としてBDC等に投資し、同時に米ドル建て短期ハイイールド社債および新興国短期社債等に投資することにより、相対的に高い利回りを確保しつつ、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

- BDCへの実質投資割合は、原則として純資産総額の50%以上とします。
- ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。



### BDCとは

ビジネス・ディベロップメント・カンパニーの略。中堅企業等(中小企業から上場企業まで)の事業開発を主に金融面からサポートする投資会社をいいます。

**2** 市場のリスク選好状況を定量的に捉え、各資産への配分比率を機動的に調整することにより、リスク水準の抑制とリターンの増大を目指します。

- BDC、米ドル建て短期ハイイールド社債および新興国短期社債の3つの資産への配分（「積極的」、「基本」、「保守的」資産配分）は、資産配分戦略に実績を持つ日興グローバルラップからの投資助言を基に決定します。

**3** 各資産の運用は、それぞれの運用に強みを持つ運用会社が行います。



「BDC」の実質的な運用会社

：アドバイザー・リサーチ・インク

「米ドル建て短期ハイイールド社債」の実質的な運用会社

：アクサ・インベストメント・マネージャーズ・インク(米国)

「新興国短期社債」の実質的な運用会社

：アッシュモア・インベストメント・アドバイザーズ・リミテッド



## 4

運用ニーズに合わせて、以下の4種類のファンドからご選択いただけます。

(為替ヘッジあり/年4回決算型) (為替ヘッジなし/年4回決算型)

(為替ヘッジあり/年1回決算型) (為替ヘッジなし/年1回決算型)

■ (為替ヘッジあり/年4回決算型) (為替ヘッジあり/年1回決算型)は、実質組入外貨建資産について、原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできません。

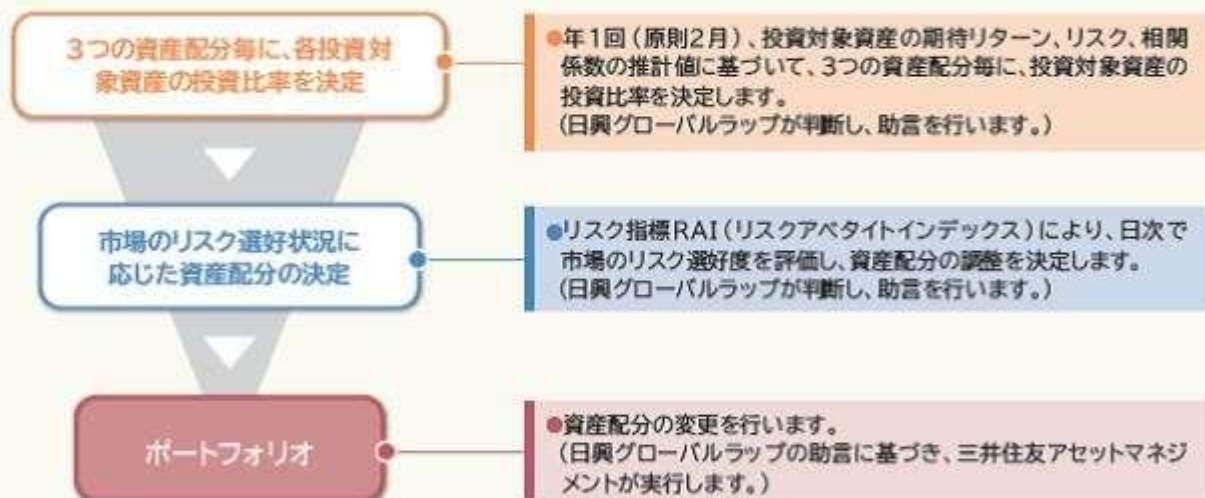
(為替ヘッジなし/年4回決算型) (為替ヘッジなし/年1回決算型)は、実質組入外貨建資産について、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

■ 「年4回決算型」は原則として3月、6月、9月、12月の15日(休業日の場合は翌営業日)、「年1回決算型」は原則として12月15日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行います。分配金額は委託会社が分配方針に基づき決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## 運用プロセス

■ 資産配分については、日興グローバルラップからの助言を受けます。



※上記の運用プロセスは2017年7月末現在のものであり、今後変更される場合があります。



## 日興グローバルラップ

●定量的分析に基づくアセットアロケーションおよび運用会社の評価・選定等に強みを持つ投資顧問会社で、国内のラップビジネスにおいて19年超の運用実績があります。

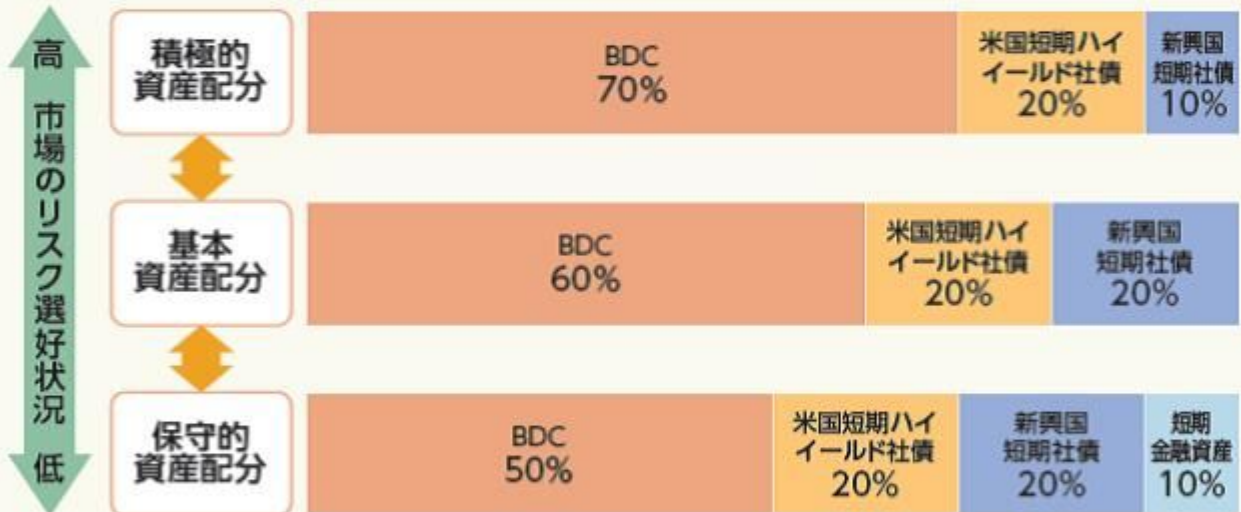
●運用資産残高は約1兆6,387億円です(2017年7月末現在)。



## 資産配分変更のイメージ

- BDC、米国短期ハイイールド社債、新興国短期社債への配分比率を機動的に変更することで、収益の積み上げと価格変動リスクの抑制を図ります。
- 市場のリスク選好状況に応じて、3つの資産配分（「積極的」、「基本」、「保守的」資産配分）のいずれかに決定します。

### [3つの資産配分とその変更のイメージ]



※3つの資産配分の個別資産の配分比率は、年1回（原則2月）見直し、変更する可能性があります。

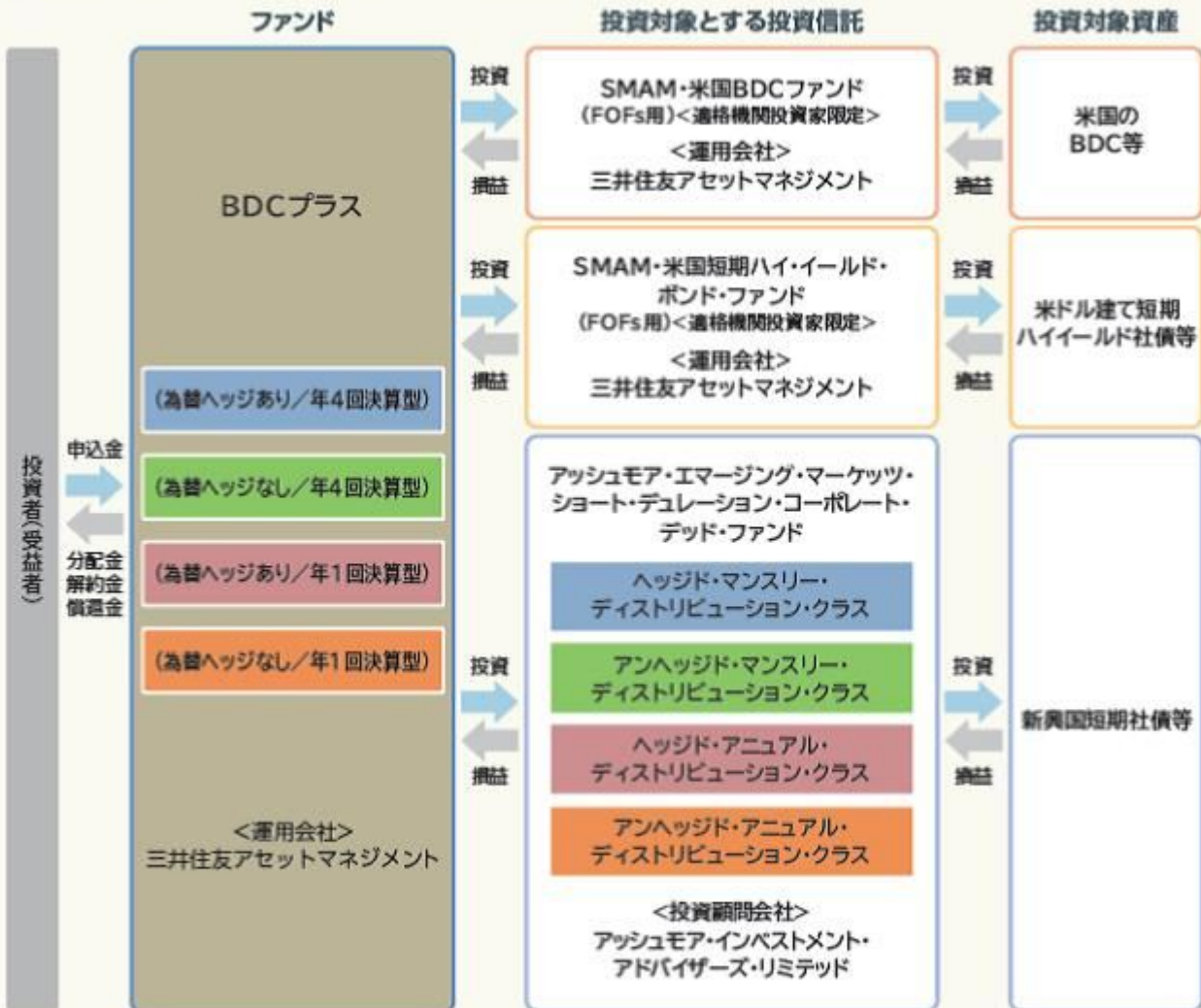
※資産配分は2017年7月末現在のものです。

（出所）日興グローバルラップ

※上記資産配分図はイメージであり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

## ファンドのしくみ

■ ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。



※ SMAM・米国BDCファンド(FOFs用) <適格機関投資家限定>の運用は米国ハイ・インカムBDCマザーファンドを通じて行い、アドバイザー・リサーチ・インクに、マザーファンドの運用指図に関する権限の一部を委託します。

※ SMAM・米国短期ハイ・イールド・ボンド・ファンド(FOFs用) <適格機関投資家限定>の運用は米国短期ハイ・イールド・ボンド・マザーファンドを通じて行い、アクサ・インベストメント・マネージャーズ・インク(米国)に、マザーファンドの運用指図に関する権限の一部を委託します。

## BDCとは

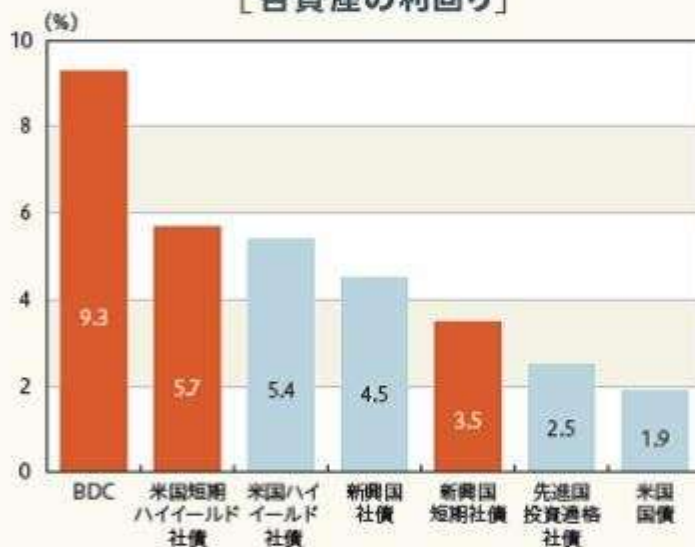
- BDCは、米国経済の下支え役である「中堅企業等」の育成を目的とした「国策」ともいえる投資スキームです。
- リーマンショック後、投融資額が増加基調となっているBDCは、今後も着実な経済成長が予想される米国において、さらなる成長が期待されています。



## BDC投資の魅力

### ▶ 相対的に高い利回り

[各資産の利回り]



- BDCの多くの銘柄は米国の証券取引所に上場しており、法人税の優遇措置を受けるために収益の90%以上を配当していることから、利回りは相対的に高くなります。

(注1) 2017年7月末現在。

(注2) BDCはウェルズファーゴBDC・インデックス(配当込み)、米国短期ハイイールド社債はThe BofA Merrill Lynch 1-3 Year US Cash Pay High Yield Index、米国ハイイールド社債はThe BofA Merrill Lynch US Cash Pay High Yield Index、新興国社債はJPモルガン CEMBI Broad Diversified Index、新興国短期社債はJPモルガン CEMBI Broad Diversified Index Maturity 1-3y、先進国投資適格社債はブルームバーグ・バークレイズ・グローバル・アグリゲート・コーポレート・インデックス、米国国債はシティ米国国債インデックスを使用。

(出所) Bloomberg, JPモルガン

※上記は指数等の過去の実績であり、当ファンドの将来の運用成果や今後の市場環境等を示唆あるいは保証するものではありません。

### ▶ BDCの収益構造



(ご注意) 逆に金利低下局面では、BDCの収益圧迫要因になります。

※上記はイメージであり、実際とは異なる場合があります。

- 景気拡大局面においては、一般的に金利が上昇する傾向にあります。BDCは、固定金利で借入を行い、変動金利で中堅企業等に融資を行うケースが多いため、金利上昇局面においては収益の拡大が期待され、景気拡大局面に強い資産と考えられています。



## （ご参考）短期社債投資の魅力

### ▶ 短期の債券に投資するメリット

中・長期の債券に投資した場合に比べて、リスクを低減することが期待されます。

価格変動リスク

債券価格は金利変動をはじめ様々な要因により変動しますが、一般的に、残存期間が短い債券は、価格変動リスクが小さくなります。

信用リスク

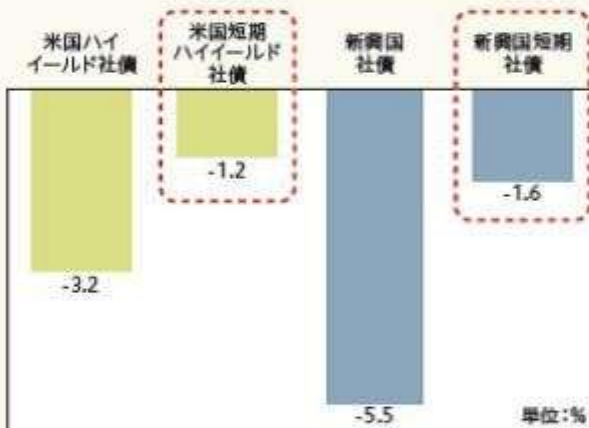
同一発行体が発行する債券に投資した場合、残存期間が短い債券はデフォルトの可能性は低くなります。

安定したパフォーマンスを目指します。

### ▶ 社債市場の近年の短期的下落局面

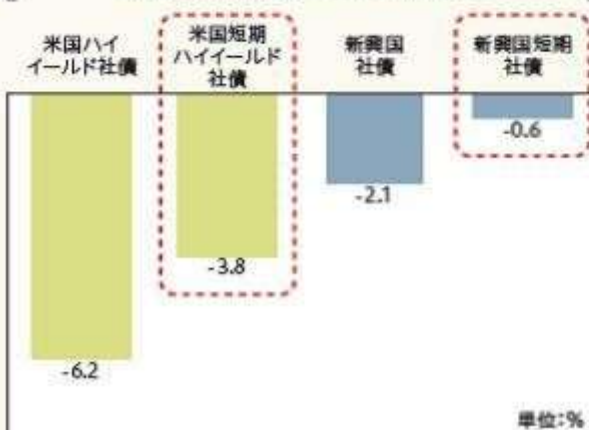
■過去の米国ハイイールド社債、新興国社債の下落局面においては、残存期間の短い債券は残存期間の長い債券よりも価格の下落幅が小さい傾向にありました。

#### 局面①：バーナンキショック ＜2013年4月末～2013年6月末＞



■2013年5月に当時のバーナンキFRB議長が量的金融緩和の縮小を行う方針を明らかにしたことから、債券市場では金利が上昇しました。

#### 局面②：米国政策金利引き上げ、原油安 ＜2015年10月末～2016年1月末＞



■原油価格の下落、2015年12月の米国政策金利の引き上げによりクレジットリスクが高まり、債券市場では金利が上昇しました。

(注1) 騰落率は米ドルベース。

(注2) 米国ハイイールド社債はThe BofA Merrill Lynch US Cash Pay High Yield Index、米国短期ハイイールド社債はThe BofA Merrill Lynch 1-3 Year US Cash Pay High Yield Index、新興国社債はJPモルガン CEMBI Broad Diversified Index、新興国短期社債はJPモルガン CEMBI Broad Diversified Index Maturity 1-3yを使用。

(出所) Bloomberg、JPモルガン

※上記は指数等の過去の実績であり、当ファンドの将来の運用成果や今後の市場環境等を示唆あるいは保証するものではありません。

## 為替ヘッジについて

組入通貨に対し  
**円高になった場合**      組入通貨に対し  
**円安になった場合**

為替ヘッジ  
あり

為替差損は発生せず、  
基準価額へのマイナス  
は限定的。

為替差益は発生せず、  
基準価額にプラスと  
なりません。

※為替ヘッジコストがかかります。

為替ヘッジ  
なし

為替差損が発生し、  
基準価額にマイナス  
となります。

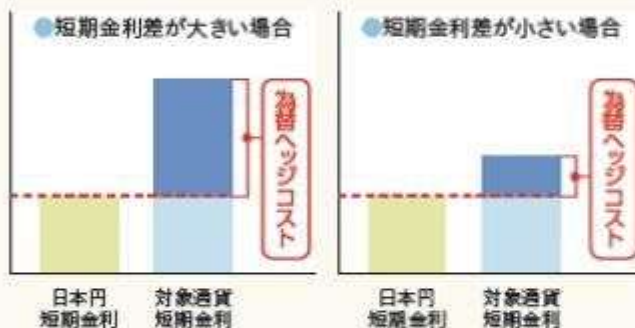
為替差益が発生し、  
基準価額にプラスと  
なります。

■「為替ヘッジあり」は、実質外貨建資産に対し、原則として対円での為替ヘッジを行うため、為替変動の影響は限定的になると考えられます。ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできません。

■対円での為替ヘッジとは、通貨の先渡（フォワード）取引等を利用し、為替変動リスクを低減することです。

■「為替ヘッジなし」の場合、対円での為替ヘッジを行わないため、為替変動の影響を受けます。

### 〔為替ヘッジコストのイメージ〕

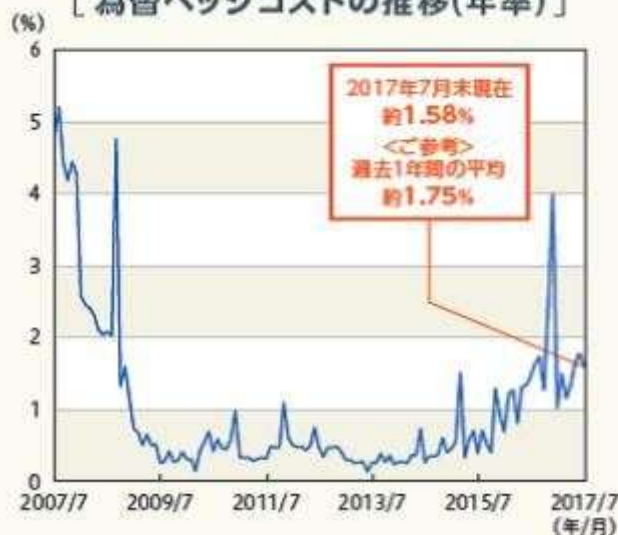


(注)上記は、対円での為替ヘッジコスト(費用)を説明するイメージです。日本円の短期金利が為替ヘッジ対象通貨の短期金利を上回ると、為替ヘッジプレミアム(収益)となります。

■対円での為替ヘッジには、為替ヘッジコストがかかります。例えば、米ドル売り円買いの為替ヘッジを行う場合、日米の短期金利差相当分が為替ヘッジコスト\*となります。米国の金利上昇等により日米の短期金利差が拡大した場合、為替ヘッジコストが増加します。

\*通貨の先渡取引等を利用した実際の為替ヘッジコストは、需給要因等により大きく変動することがあります。

### 〔為替ヘッジコストの推移(年率)〕



■日米の金融政策の方向性の違いから、日米の短期金利差が拡大しており、為替ヘッジコストは増加傾向にあります。米国の追加利上げをめぐる思惑や米トランプ政権の政策への懸念等から足もととは上振れしやすい状況となっています。

(注1)データは2007年7月末～2017年7月末。

(注2)為替ヘッジコストは、各月末時点における米ドル・円のスポットレートと1ヵ月物フォワードレートを用いて算出(年率換算)。

(出所)投資信託協会

※上記は過去のデータを基に委託会社が算出した結果であり、当ファンドの将来の運用成果や今後の市場環境等を示唆あるいは保証するものではありません。



## 投資対象とする投資信託の実質的な運用会社について

### ▶ BDCの運用会社:アドバイザー・リサーチ・インク

- アドバイザー・リサーチ・インクは米国シカゴを拠点とする運用会社です。
- 株式バリュー運用のスペシャリストとして、様々なグローバル株式の運用戦略を提供しています。
- 運用資産残高は約9,662億円(2017年6月末現在、約86億米ドル、1米ドル=112.35円で換算)です。
- 1974年に独立系資産運用会社として設立されました。2010年ニューヨーク上場の総合金融機関パイパー・ジェフリーの傘下となりました(パイパー・ジェフリーの100%子会社)。

#### BDCの運用体制

- 好配当株ポートフォリオ・マネジメント・チームが2008年より運用・調査を行っています。
- 定量的な財務分析により、企業リスクを見極めつつ、ダウンサイドリスクの抑制の観点より銘柄を評価します。
- 企業成長性・株価上昇の潜在性を見極め、銘柄を選定します。

(出所)アドバイザー・リサーチ・インク

### ▶ 米国短期ハイイールド社債の運用会社: アクサ・インベストメント・マネージャーズ・インク(米国)

- アクサ・インベストメント・マネージャーズ・インク(米国)は、世界最大級の保険・資産運用会社であるアクサ・グループ100%出資の資産運用会社です。
- 世界22カ国で事業を展開し、世界各地に2,434名の従業員を擁し、約94.3兆円(2017年6月末現在、約8,389億米ドル、1米ドル=112.35円で換算)の資産を運用しています。
- 短期ハイイールド社債運用において、業界におけるパイオニアであり、2001年より運用を開始しています。

(出所)アクサ・インベストメント・マネージャーズ・インク(米国)

### ▶ 新興国短期社債の運用会社: アッシュモア・インベストメント・アドバイザーズ・リミテッド

- アッシュモア・グループは、新興国市場に特化した運用会社です。
- 世界11カ国で事業を展開し、約250名の従業員を擁し(うち運用プロフェッショナル76名)、約6.6兆円(2017年6月末現在、約587億米ドル、1米ドル=112.35円で換算)の資産を運用しています。
- 新興国に特化した運用会社としては、業界トップ水準の運用残高を誇ります。

(出所)アッシュモア・インベストメント・アドバイザーズ・リミテッド

### （３）【運用体制】

<更新後>

#### イ 運用体制

当ファンドの運用は、次のプロセスに基づいて行われます。

##### （イ）計画（Plan）

国内外のエコノミスト、アナリスト、ファンドマネージャーが、マクロ経済環境、市場環境に関する分析・検討を行います。

これを元に、担当運用グループは投資政策委員会にて、運用方針を決定し月次運用計画を策定します。

##### （ロ）実行（Do）

担当運用グループは、月次運用計画に基づき、ファンドのポートフォリオの構築、およびポートフォリオ管理の一環として日々のリスクモニタリングを行います。

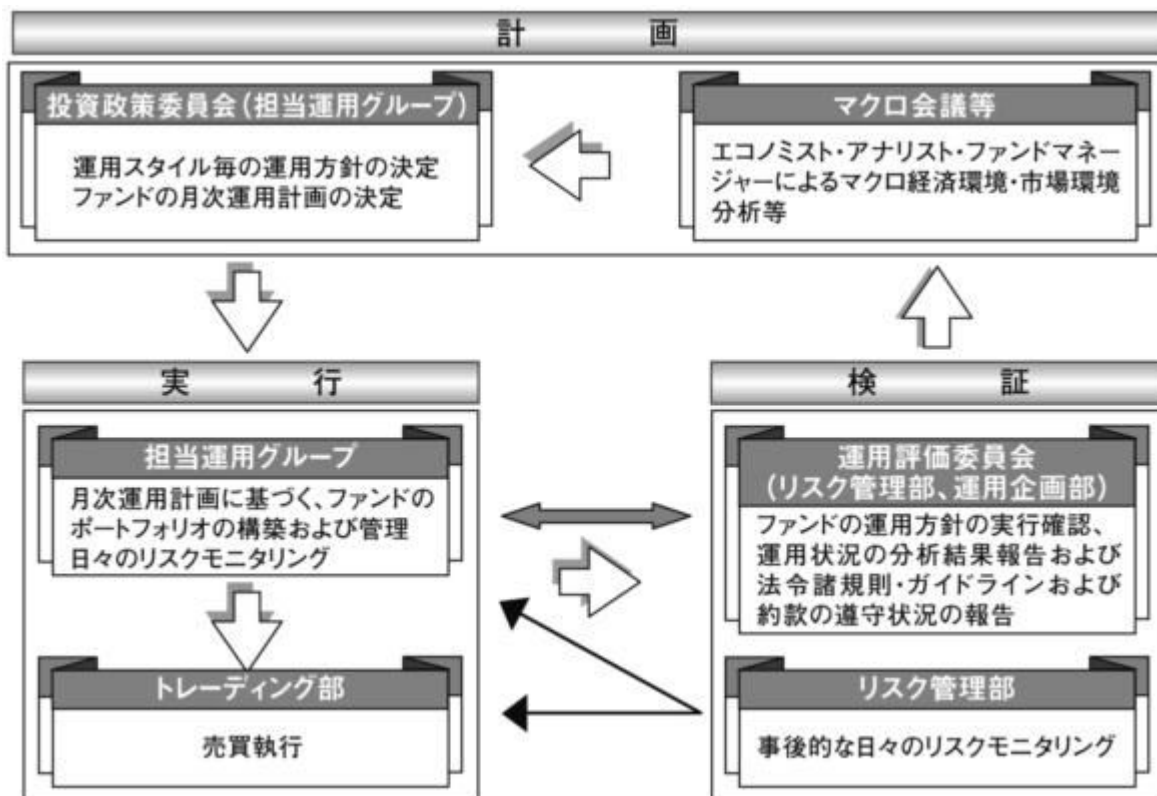
売買執行については、組織的に分離されたトレーディング部が、最良と思われる手法をもって売買を執行します。

##### （ハ）検証（Check）

運用部門から組織的に分離されたリスク管理部が、約款の遵守状況等、ファンドの運営状況を日々モニタリングし、抵触があった場合直ちに担当運用グループへ状況確認がなされます。担当運用グループは対応結果をリスク管理部へ報告します。

運用評価委員会では、ファンドの運用方針の実行状況、運用状況の分析結果を確認します。また、運用の分析、評価結果、運用リスク状況、法令諸規則、運用ガイドライン、約款の遵守状況についても報告されます。

#### 【ファンドの運用体制】



リスク管理部は11名程度、運用企画部は8名程度で構成されています。

ファンドの運用体制は、委託会社の組織変更等により、変更されることがあります。

他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）の組入れは、原則として、運用実



績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断します。

- ロ 委託会社によるファンドの関係法人(販売会社を除く)に対する管理体制  
ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務(保管・管理・計算等)を通じて、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

## (5)【投資制限】

### <更新後>

ファンドの信託約款に基づく投資制限

- イ 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ロ 投資信託証券とコマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、買い現先取引または債券貸借取引に限りします。
- ハ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ニ 投資信託証券を組み入れる場合において、一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ホ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ヘ 公社債の借入れの指図
  - (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図をするものとします。
  - (ロ) 公社債の借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
  - (ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (二) 借入れにかかる品借料は、信託財産中から支弁します。
- ト 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限  
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- チ 外国為替予約取引の指図  
委託会社は、信託財産に属する外貨建資産(投資信託証券の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。)について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- リ 資金の借入れ
  - (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
  - (ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始

日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

- (八) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (二) 借入金の利息は、信託財産中から支弁します。

#### 法令に基づく投資制限

- イ 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）  
委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。
- ロ デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）  
委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。
- ハ 信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2）  
委託会社は、運用財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。

#### 〔参考情報：投資対象とする投資信託証券の概要〕

SMAM・米国BDCファンド（FOFs用）＜適格機関投資家限定＞

形態	国内籍証券投資信託
主要運用対象	米国ハイ・インカムBDCマザーファンド受益証券
運用の基本方針	マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として、米国の取引所に上場している株式等に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
ベンチマーク	ありません。
主な投資制限	・原則として株式への直接投資は行いません。 ・外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
決算日	年4回（原則として3月、6月、9月、12月の12日）
信託報酬	年0.76788%（税抜き0.711%）
信託財産留保額	ありません。
申込手数料	ありません。
委託会社	三井住友アセットマネジメント株式会社

受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
------	---------------

## S M A M ・ 米 国 短 期 ハ イ ・ イ ー ル ド ・ ボ ン ド ・ フ ァ ン ド （ F O F s 用 ） &lt; 適 格 機 関 投 資 家 限 定 &gt;

形態	国内籍証券投資信託
主要運用対象	米国短期ハイ・イールド・ボンド・マザーファンド受益証券
運用の基本方針	マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として、米ドル建ての短期ハイ・イールド社債等に投資を行い、安定的な収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
ベンチマーク	ありません。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</li> <li>・ 同一発行体が発行する社債への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</li> <li>・ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。</li> </ul>
決算日	年4回（原則として3月、6月、9月、12月の12日）
信託報酬	年0.594%（税抜き0.55%）
信託財産留保額	ありません。
申込手数料	ありません。
委託会社	三井住友アセットマネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

アッシュモア・エマージング・マーケット・ショート・デュレーション・コーポレート・デッド・ファンド  
(ヘッジド・アニュアル・ディストリビューション・クラス)  
(アンヘッジド・アニュアル・ディストリビューション・クラス)

形態	ガーンジー籍外国投資法人（円建て）
主要運用対象	新興国の社債
運用の基本方針	<p>（各クラス共通）</p> <p>主として、新興国の社債に投資を行い、償還年限の短い債券に投資することによって価格変動リスクを抑制しながら、相対的に高いインカム収入を享受することを目標とします。</p> <p>（ヘッジド・アニュアル・ディストリビューション・クラス）</p> <p>原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。</p> <p>（アンヘッジド・アニュアル・ディストリビューション・クラス）</p> <p>原則として対円での為替ヘッジを行いません。</p>
ベンチマーク	J P モルガン・コーポレート・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・ブロード・ディバーシファイド（1-3年）
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 純資産総額の10%を超える借入れは行いません。</li> <li>・ 有価証券の空売りは、純資産総額の範囲内とします。</li> </ul>
決算日	年1回（原則として7月31日）
分配方針	毎年7月10日（休業日の場合は翌営業日）に分配を行う方針です。
信託報酬等	年0.72%
その他の費用	ファンドの設定・保管・開示に関する費用（監査報酬、弁護士報酬等）などがかかります。
信託財産留保額	ありません。
申込手数料	ありません。
投資顧問会社	アッシュモア・インベストメント・アドバイザーズ・リミテッド

### 3【投資リスク】

#### <更新後>

#### イ ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、投資信託を組み入れることにより運用を行います。当ファンドが組み入れる投資信託は、主として海外の株式および債券を投資対象としており、その価格は、保有する株式および債券の値動き、当該発行者の経営・財務状況の変化、為替相場の変動等の影響により上下します。当ファンドが組み入れる投資信託の価格の変動により、当ファンドの基準価額も上下します。基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果としてファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。したがって、当ファンドは預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものでもありません。また、当ファンドは、預貯金や保険契約と異なり、預金保険、貯金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関は、投資者保護基金には加入していません。

当ファンドが有するリスク等（他の投資信託の組入れを通じた実質的なリスク等となります。）のうち主要なものは、以下の通りです。

#### （イ）株式市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況、これらに対する外部的評価の変化等によって変動し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。特に、企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、基準価額が大きく下落する要因となります。

#### （ロ）BDCの価格変動リスク

BDCは、主に中堅企業等（未公開を含む）への融資や当該企業等が発行する株式への投資等の投資事業から得られる利益等を収益源としており、BDCの価格は、投融資先の中堅企業等を取り巻く環境や金利変動等の影響を受けて変動します。BDCは、一般的に固定金利で借入れを行い、変動金利で中堅企業等に融資しますので、金利低下局面においては金利差が縮小しBDCの収益に対してマイナスの影響があると考えられます。また、投融資先の中堅企業等の事業活動や財務状況およびこれらに対する外部的評価の変化等によって、BDCの価格は変動します。ファンドが保有するBDCの価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

特に、BDCが投融資している中堅企業等が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該投融資資金を回収できない可能性があり、ファンドの基準価額が大きく下落する要因となります。

#### （ハ）債券市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により債券相場が下落（金利が上昇）した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが保有する個々の債券については、下記「信用リスク」を負うことにもなります。

#### （ニ）信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。有価証券等の格付けが低い場合は、格付けの高い場合に比べてこうしたリスクがより高いものになると想定されます。

#### （ホ）為替変動リスク

##### （為替ヘッジあり）（為替ヘッジなし）

外貨建資産への投資は、円建資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合で

あっても、当該現地通貨が対円で下落(円高)する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動(円高)は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

(為替ヘッジあり)

実質外貨建資産に対し原則として対円で為替ヘッジを行うため、為替の変動による影響は限定的と考えられます(ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできません。)

(ヘ)カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

特に投資先が新興国の場合、その証券市場は先進国の証券市場に比べ、より運用上の制約が大きいことが想定されます。また、先進国に比べ、一般に市場規模が小さいため、有価証券の需給変動の影響を受けやすく、価格形成が偏ったり、変動性が大きくなる傾向が考えられます。

(ト)市場流動性リスク

ファンドの資金流出に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

(チ)換金制限等に関する留意点

投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファンドの換金申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた換金申込みを取り消すことがあります。

(リ)収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

ロ 投資リスクの管理体制

リスク管理の実効性を高め、また、コンプライアンスの徹底を図るために、運用部門から独立した組織(リスク管理部および法務コンプライアンス部)を設置し、ファンドの投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる確認等を行っています。リスク管理部では、主に投資信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングを行います。また、法務コンプライアンス部では、主に法令・諸規則等の遵守状況についての確認等を行います。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価委員会、リスク管理委員会およびコンプライアンス委員会への報告が義務づけられています。



## （参考情報）投資リスクの定量的比較

### 「ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移」

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

#### ■BDCプラス(為替ヘッジあり/年1回決算型)

年間騰落率：  
該当事項はありません

分配金再投資基準価額：  
2016年12月～2017年7月



### 「ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較」

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。

ファンド：  
該当事項はありません

他の資産クラス：  
2012年8月～2017年7月



#### ■BDCプラス(為替ヘッジなし/年1回決算型)

年間騰落率：  
該当事項はありません

分配金再投資基準価額：  
2016年12月～2017年7月



※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※ファンド設定から1年未満のため、ファンドの騰落率はありません。

※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

日本株	TOPIX(配当込み) 株式会社東京証券取引所が算出、公表する指数で、東京証券取引所第一部に上場している内国普通株式全銘柄を対象としています。
先進国株	MSCIコクサイインデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。
日本国債	NOMURA-BPI(国債) 野村證券株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。
先進国債	シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース) Citigroup Index LLCが開発した指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース) J.P. Morganが開発した指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。

※上記各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

#### 4【手数料等及び税金】

##### (5)【課税上の取扱い】

<更新後>

##### イ 個別元本について

- (イ) 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- (ロ) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても同一受益者の顧客口座が複数存在する場合や、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」を併用するファンドの場合には、別々に個別元本の算出が行われることがあります。
- (ハ) 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の（収益分配金の課税について）を参照。）

##### ロ 一部解約時および償還時の課税について

個人の受益者については、一部解約時および償還時の譲渡益が課税対象となり、法人の受益者については、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

##### ハ 収益分配金の課税について

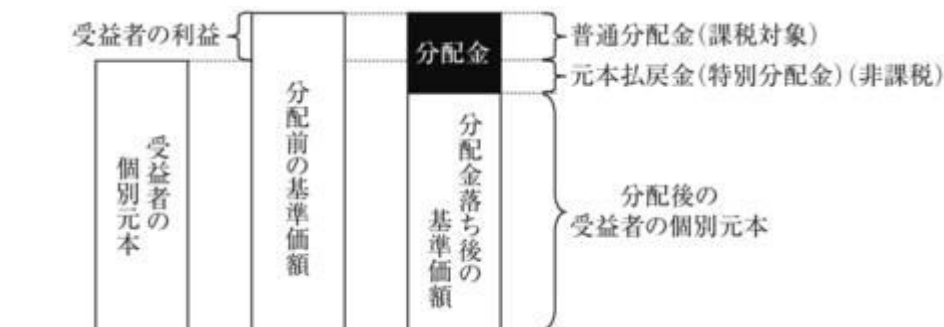
追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。





収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。



上記、の図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

## 二 個人、法人別の課税の取扱いについて

### (イ) 個人の受益者に対する課税

#### ・収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

#### ・一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

また、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、収益分配金、特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および利子等、他の上場株式等にかかる譲渡益および配当等との通算が可能です。

### (ロ) 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA（ニーサ）」の適用対象です。ただし、販売会社によっては当ファンドをNISA、ジュニアNISAでの取扱い対象としない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

なお、当ファンドは、配当控除の適用はありません。

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間80万円の範囲で、新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。NISA、ジュニアNISAのご利用には、販売会社での専用口座の開設等、一定の要件があります。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

当ファンドの外貨建資産割合および非株式割合

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

非株式割合に関する制限はありません(約款規定なし)。

上記「(5)課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、平成29年7月末現在の情報をもとに作成しています。税法の改正等により、変更されることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

## 5【運用状況】

<更新後>

### (1)【投資状況】

BDCプラス(為替ヘッジあり/年1回決算型)

平成29年 7月31日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	1,659,551,828	76.50
投資証券	ガンジー	409,111,191	18.86
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		100,777,548	4.64
合計(純資産総額)		2,169,440,567	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

その他以下の取引を行っております。

種類	買建/ 売建	国/地域	時価合計(円)	投資 比率 (%)
為替予約取引	売建		1,662,198,720	76.61

BDCプラス(為替ヘッジなし/年1回決算型)

平成29年 7月31日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	1,750,870,349	77.51
投資証券	ガンジー	448,378,041	19.85
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		59,775,335	2.64

合計(純資産総額)	2,259,023,725	100.00
-----------	---------------	--------

## (2) 【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

BDCプラス(為替ヘッジあり/年1回決算型)

## イ 主要投資銘柄

平成29年 7月31日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価(円)	帳簿価額(円)	評価額単価(円)	評価額(円)	投資比率(%)
日本	投資信託受益証券	SMAM・米国BDCファンド(FOFs用) <適格機関投資家限定>	1,327,060,519	1.0134	1,344,846,660	0.9397	1,247,038,769	57.48
日本	投資信託受益証券	SMAM・米国短期ハイ・イールド・ボンド・ファンド(FOFs用) <適格機関投資家限定>	429,925,023	0.9982	429,190,245	0.9595	412,513,059	19.01
ガンジー	投資証券	アッシュモア・エマージング・マーケット・ショート・デュレーション・コーポレート・デッド・ファンド(ヘッジド・アニユアル・ディストリビューション・クラス)	37,043.71	10,988.15	407,042,149	11,044.01	409,111,191	18.86

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

## ロ 種類別の投資比率

平成29年 7月31日現在

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	76.50
投資証券	18.86
合計	95.35

BDCプラス(為替ヘッジなし/年1回決算型)

## イ 主要投資銘柄

平成29年 7月31日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価(円)	帳簿価額(円)	評価額単価(円)	評価額(円)	投資比率(%)
日本	投資信託受益証券	SMAM・米国BDCファンド(FOFs用) <適格機関投資家限定>	1,385,498,188	1.0145	1,405,722,000	0.9397	1,301,952,647	57.63
日本	投資信託受益証券	SMAM・米国短期ハイ・イールド・ボンド・ファンド(FOFs用) <適格機関投資家限定>	467,866,287	0.9958	465,910,000	0.9595	448,917,702	19.87
ガンジー	投資証券	アッシュモア・エマージング・マーケット・ショート・デュレーション・コーポレート・デッド・ファンド(アンヘッジド・アニユアル・ディストリビューション・クラス)	36,502.06	12,429.26	453,693,735	12,283.63	448,378,041	19.85

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

## □ 種類別の投資比率

平成29年 7月31日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	77.51
投資証券	19.85
合計	97.35

## 【投資不動産物件】

B D C プラス（為替ヘッジあり / 年1回決算型）

該当事項はありません。

B D C プラス（為替ヘッジなし / 年1回決算型）

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

B D C プラス（為替ヘッジあり / 年1回決算型）

平成29年 7月31日現在

種類	資産の名称	買建 / 売建	数量	簿価 （円）	時価 （円）	投資 比率 （％）
為替予約取引	米ドル	売建	15,078,000.00	1,701,519,128	1,662,198,720	76.61

（注）わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

B D C プラス（為替ヘッジなし / 年1回決算型）

該当事項はありません。

## （3）【運用実績】

## 【純資産の推移】

B D C プラス（為替ヘッジあり / 年1回決算型）

年月日	純資産総額 （円）		1万口当たりの 純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
平成28年12月末日	826,313,753		10,028	
平成29年 1月末日	1,596,846,310		10,064	

2月末日	1,819,936,824		10,292
3月末日	2,094,291,479		10,307
4月末日	2,102,960,601		10,409
5月末日	2,099,476,606		10,074
6月末日	2,156,774,076		10,091
7月末日	2,169,440,567		10,073

## B D C プラス（為替ヘッジなし / 年1回決算型）

年月日	純資産総額 （円）		1万口当たりの 純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
平成28年12月末日	828,306,114		9,978	
平成29年 1月末日	1,590,442,965		9,850	
2月末日	1,891,268,817		9,989	
3月末日	2,243,847,628		9,980	
4月末日	2,289,474,483		10,031	
5月末日	2,234,020,358		9,679	
6月末日	2,299,865,197		9,802	
7月末日	2,259,023,725		9,655	

## 【分配の推移】

## B D C プラス（為替ヘッジあり / 年1回決算型）

該当事項はありません。

## B D C プラス（為替ヘッジなし / 年1回決算型）

該当事項はありません。

## 【収益率の推移】

## B D C プラス（為替ヘッジあり / 年1回決算型）

	収益率（％）
第1期（中間期）	1.0

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

## BDCプラス（為替ヘッジなし／年1回決算型）

	収益率（％）
第1期（中間期）	4.0

（注）収益率とは、計算期間末の分配基準価額から前期末分配基準価額を控除した額を前期末分配基準価額で除したものをいいます。

## （４）【設定及び解約の実績】

## BDCプラス（為替ヘッジあり／年1回決算型）

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期（中間期）	2,177,297,051	45,328,619

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

## BDCプラス（為替ヘッジなし／年1回決算型）

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期（中間期）	2,399,107,701	53,409,339

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

## 参考情報



## ■BDCプラス(為替ヘッジなし/年1回決算型)



※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

該当事項はありません。

## 主要な資産の状況

### ▶投資対象とする投資信託の現況

■SMAM・米国BDCファンド(FOFs用) <適格機関投資家限定>

#### 主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	米国ハイ・インカムBDCマザーファンド	99.14

「米国ハイ・インカムBDCマザーファンド」が投資している有価証券の上位10銘柄は以下の通りです。

国・地域	種類	銘柄名	業種	比率(%)
アメリカ	株式	ARES CAPITAL CORP	各種金融	8.88
アメリカ	株式	FS INVESTMENT CORP	各種金融	7.91
アメリカ	株式	SOLAR CAPITAL LTD	各種金融	7.90
アメリカ	株式	HERCULES CAPITAL, INC.	各種金融	7.87
アメリカ	株式	GOLDMAN SACHS BDC INC	各種金融	6.95
アメリカ	株式	TPG SPECIALTY LENDING INC	各種金融	6.43
アメリカ	株式	MAIN STREET CAPITAL CORP	各種金融	5.93
アメリカ	株式	NEW MOUNTAIN FINANCE CORP	各種金融	5.93
アメリカ	株式	MONROE CAPITAL CORP	各種金融	5.48
アメリカ	株式	TRIANGLE CAPITAL CORPORATION	各種金融	4.99

※比率は、「SMAM・米国BDCファンド(FOFs用) <適格機関投資家限定>」、「米国ハイ・インカムBDCマザーファンド」のそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

※BDCは株式として表示しています。



## ■SMAM・米国短期ハイ・イールド・ボンド・ファンド(FOFs用) <適格機関投資家限定>

### 主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	米国短期ハイ・イールド・ボンド・マザーファンド	99.09

「米国短期ハイ・イールド・ボンド・マザーファンド」が投資している有価証券の上位10銘柄は以下の通りです。

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
アメリカ	社債券	DAE FUNDING 4	4.000	2020/08/01	1.37
カナダ	社債券	1011778 BC ULC / 6	6.000	2022/04/01	1.22
アメリカ	社債券	ABC SUPPLY CO 5.625	5.625	2021/04/15	0.97
ルクセンブルグ	社債券	JBS USA LUX/FIN 8.25	8.250	2020/02/01	0.96
アメリカ	社債券	WEST CORP 4.75	4.750	2021/07/15	0.96
アメリカ	社債券	RITE AID CORP 6.75	6.750	2021/06/15	0.94
アメリカ	社債券	SPRINT NEXTEL 7	7.000	2020/03/01	0.92
アメリカ	社債券	FIRST DATA CORP 7	7.000	2023/12/01	0.86
アメリカ	社債券	UNIVISION COMM 6.75	6.750	2022/09/15	0.85
パミューダ	社債券	AIRCASTLE LTD 5.125	5.125	2021/03/15	0.83

※比率は、「SMAM・米国短期ハイ・イールド・ボンド・ファンド(FOFs用) <適格機関投資家限定>」、「米国短期ハイ・イールド・ボンド・マザーファンド」のそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入る有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

## ■アッシュモア・エマージング・マーケット・ショート・デュレーション・コーポレート・デッド・ファンド

(ヘッジド・マンスリー・ディストリビューション・クラス)

(アンヘッジド・マンスリー・ディストリビューション・クラス)

(ヘッジド・アニュアル・ディストリビューション・クラス)

(アンヘッジド・アニュアル・ディストリビューション・クラス)

当該各投資信託をシェアクラスとして含む「アッシュモア・エマージング・マーケット・ショート・デュレーション・コーポレート・デッド・ファンド」の主要投資銘柄(上位10銘柄)は以下の通りです。

### 主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
ケイマン諸島	社債券	EP PETROECUADOR VIA NOBLE FRN 6.925% 24/09/2019	6.925	2019/09/24	9.96
ケイマン諸島	社債券	KAISA GROUP HOLDINGS 7.25% 30/06/2020	7.250	2020/06/30	9.59
オランダ	社債券	PETROBRAS GLOBAL FINANCE 5.75% 20/01/2020	5.750	2020/01/20	9.26
オランダ	社債券	MARFRIG HOLDING EUROPE 6.875% 24/06/2019	6.875	2019/06/24	9.14
ルクセンブルグ	社債券	PROMSVYAZBK (PSB FINANCE) 5.25% 19/10/2019	5.250	2019/10/19	8.99
カザフスタン	社債券	KAZKOMMERTSBANK 8.5% 11/05/2018	8.500	2018/05/11	6.63
ケイマン諸島	社債券	SUNAC CHINA HOLDINGS LTD 8.75% 05/12/2019	8.750	2019/12/05	5.36
カザフスタン	社債券	ZHAIKMUNAI INT BV 7.125% 13/11/2019	7.125	2019/11/13	4.61
イギリス	社債券	ICBC STANDARD BANK PLC 8.125% 02/12/2019	8.125	2019/12/02	4.59
ベラルーシ	国債証券	REPUBLIC OF BELARUS 8.95% 26/01/2018	8.950	2018/01/26	4.39

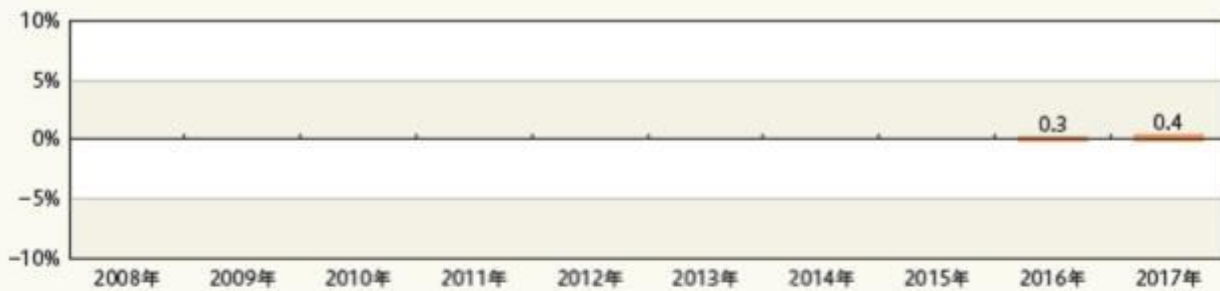
※国・地域は、発行体の所在地を記載しています。

※比率は、アッシュモア・エマージング・マーケット・ショート・デュレーション・コーポレート・デッド・ファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

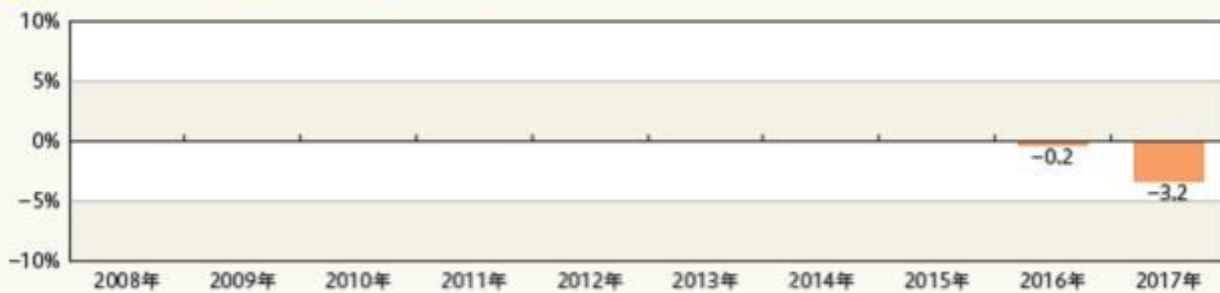
※アッシュモア・インベストメント・アドバイザーズ・リミテッドから入手した情報を基に三井住友アセットマネジメントが作成しています。

## 年間収益率の推移(暦年ベース)

### ■BDCプラス（為替ヘッジあり／年1回決算型）



### ■BDCプラス（為替ヘッジなし／年1回決算型）



※ファンド購入時には、購入時手数料がかかる場合があります。また、換金時にも費用・税金などがかかる場合があります。したがって、ファンドの収益率は実際の投資家利回りとは異なります。

※2016年のファンドの収益率は、ファンドの設定日(2016年12月16日)から年末までの騰落率を表示しています。

※2017年のファンドの収益率は、年初から2017年7月31日までの騰落率を表示しています。

※ファンドにはベンチマークはありません。

## 第2【管理及び運営】

### 3【資産管理等の概要】

#### (5)【その他】

<更新後>

#### イ 信託の終了

##### (イ) 信託契約の解約

- a. 委託会社は、当ファンドの信託契約を解約することが受益者にとって有利であると認めるとき、各ファンドにつき残存口数が10億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、上記aの事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. 書面決議において、受益者（委託会社等を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 上記b～dまでの取扱いは、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、

当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記b～dまでの取扱いを行うことが困難な場合も同様とします。

(ロ) 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い信託契約を解約し、信託を終了させます。

(ハ) 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドに関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、その委託会社と受託会社との間において存続します。

(ニ) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。
- b. 上記により受託会社が辞任し、または解任された場合は、委託会社は新受託会社を選任します。
- c. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

ロ 収益分配金、償還金の支払い

(イ) 収益分配金

- a. 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。分配対象額が少額の場合等には委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- b. 分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日目まで)から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払われます。  
ただし、分配金自動再投資コースにかかる収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づいて、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(ロ) 償還金

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日から起算して5営業日目まで)から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払われます。

八 信託約款の変更等

- (イ) 委託会社は、当ファンドの信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、監督官庁より変更の命令を受けたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨および内容を監督官庁に届け出ます。

- (ロ) 委託会社は、上記(イ)の事項(変更についてはその内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- (ハ) 上記(ロ)の書面決議において、受益者(委託会社等を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (ニ) 書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います(書面決議は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。)
- (ホ) 上記(ロ)から(ニ)までの取扱いは、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (ヘ) 上記にかかわらず、当ファンドと他のファンドとの併合の場合は、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあつても、相手方となる他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、併合を行うことはできません。

## 二 反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

## ホ 販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約(名称の如何を問わず、ファンドの募集・販売の取扱い、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を規定するもの)は、期間満了の3ヵ月前に当事者のいずれから、何らの意思表示もない場合は、自動的に1年間更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により変更されることがあります。

## へ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社の事業の全部または一部の譲渡、もしくは分割承継により、当ファンドに関する事業が譲渡・承継されることがあります。

## ト 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。ただし、平成30年2月1日以降は、以下の通り変更される予定です。

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.smam-jp.com>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

## チ 運用にかかる報告書の開示方法

委託会社は毎決算後、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書(全体版)および運用報告書(全体版)の記載事項のうち重要なものを記載した交付運用報告書を作成します。

交付運用報告書は、原則として、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。なお、運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページで閲覧できます。



## 第3【ファンドの経理状況】

&lt;更新後&gt;

- 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)ならびに同規則第38条の3、第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。  
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期中間計算期間(平成28年12月16日から平成29年6月15日まで)の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

## 【中間財務諸表】

## 【BDCプラス(為替ヘッジあり/年1回決算型)】

## (1)【中間貸借対照表】

(単位:円)

第1期中間計算期間 (平成29年6月15日現在)	
<b>資産の部</b>	
流動資産	
コール・ローン	153,109,924
投資信託受益証券	1,755,682,877
投資証券	207,810,174
派生商品評価勘定	7,009,917
未収入金	39,021,843
流動資産合計	2,162,634,735
<b>資産合計</b>	<b>2,162,634,735</b>
<b>負債の部</b>	
流動負債	
未払受託者報酬	277,876
未払委託者報酬	9,632,998
未払利息	373
その他未払費用	47,732
流動負債合計	9,958,979
<b>負債合計</b>	<b>9,958,979</b>
<b>純資産の部</b>	
元本等	
元本	2,131,968,432
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金( )	20,707,324
元本等合計	2,152,675,756
純資産合計	2,152,675,756
<b>負債純資産合計</b>	<b>2,162,634,735</b>

## (2)【中間損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

第1期中間計算期間 自 平成28年12月16日 至 平成29年6月15日	
営業収益	

第1期中間計算期間 自 平成28年12月16日 至 平成29年 6月15日	
受取配当金	86,362,796
有価証券売買等損益	138,006,949
為替差損益	68,278,019
営業収益合計	16,633,866
営業費用	
支払利息	36,233
受託者報酬	277,876
委託者報酬	9,632,998
その他費用	68,985
営業費用合計	10,016,092
営業利益又は営業損失（ ）	6,617,774
経常利益又は経常損失（ ）	6,617,774
中間純利益又は中間純損失（ ）	6,617,774
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	959,536
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	15,351,085
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	15,351,085
剰余金減少額又は欠損金増加額	301,999
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	301,999
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	20,707,324

## (3) 【中間注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第1期中間計算期間 自 平成28年12月16日 至 平成29年 6月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券、投資証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引

法	個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。なお、配当金額が未確定の場合は、入金日基準で計上しております。

## ( 中間貸借対照表に関する注記 )

項 目	第1期中間計算期間 (平成29年 6月15日現在)	
	1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額	1.0097円
	(10,000口当たりの純資産額)	10,097円)

## ( 中間損益及び剰余金計算書に関する注記 )

該当事項はありません。

## ( 金融商品に関する注記 )

## 金融商品の時価等に関する事項

項 目	第1期中間計算期間 (平成29年 6月15日現在)	
	1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券、投資証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。	

## ( デリバティブ取引に関する注記 )

## 第1期中間計算期間（平成29年 6月15日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（単位：円）

区 分	種 類	契 約 額 等	時 価	評 価 損 益	
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	1,763,980,647	-	1,756,970,730	7,009,917
	米ドル	1,763,980,647	-	1,756,970,730	7,009,917
	合計	1,763,980,647	-	1,756,970,730	7,009,917

## (注) 1. 時価の算定方法

## (1) 為替予約取引の時価の算定方法について

1) 中間計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。

中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しています。

中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっています。

- ・ 中間計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いています。
- ・ 中間計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いています。

2) 中間計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、中間計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

## 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

## (その他の注記)

項 目	第1期中間計算期間 (平成29年 6月15日現在)
期首元本額	327,250,037円
期中追加設定元本額	1,850,047,014円
期中一部解約元本額	45,328,619円

## 【BDCプラス（為替ヘッジなし/年1回決算型）】

## (1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

第1期中間計算期間  
(平成29年 6月15日現在)

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	136,242,463
投資信託受益証券	1,904,404,800
投資証券	223,781,087



第1期中間計算期間 (平成29年 6月15日現在)	
流動資産合計	2,264,428,350
資産合計	2,264,428,350
負債の部	
流動負債	
未払解約金	2,196,215
未払受託者報酬	290,228
未払委託者報酬	10,061,269
未払利息	332
その他未払費用	49,837
流動負債合計	12,597,881
負債合計	12,597,881
純資産の部	
元本等	
元本	2,345,698,362
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	93,867,893
元本等合計	2,251,830,469
純資産合計	2,251,830,469
負債純資産合計	2,264,428,350

## (2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

第1期中間計算期間 自 平成28年12月16日 至 平成29年 6月15日	
営業収益	
受取配当金	91,312,446
有価証券売買等損益	162,114,113
営業収益合計	70,801,667
営業費用	
支払利息	39,378
受託者報酬	290,228
委託者報酬	10,061,269
その他費用	71,005
営業費用合計	10,461,880
営業利益又は営業損失（ ）	81,263,547
経常利益又は経常損失（ ）	81,263,547
中間純利益又は中間純損失（ ）	81,263,547
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	384,360
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	266,890
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	266,890
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	13,255,596
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	13,255,596
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	93,867,893

## (3) 【中間注記表】

(重要な会計方針の注記)

項目	第1期中間計算期間	
	自	至
	平成28年12月16日	平成29年 6月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券、投資証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>	
2. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金の計上基準</p> <p>受取配当金は原則として、配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。なお、配当金額が未確定の場合は、入金日基準で計上しております。</p>	

（中間貸借対照表に関する注記）

項目	第1期中間計算期間	
	（平成29年 6月15日現在）	
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数		2,345,698,362口
2. 「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損	93,867,893円
3. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額	0.9600円
	(10,000口当たりの純資産額)	9,600円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	第1期中間計算期間 (平成29年 6月15日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券(投資信託受益証券、投資証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

## (デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (その他の注記)

項目	第1期中間計算期間 (平成29年 6月15日現在)
期首元本額	443,696,731円
期中追加設定元本額	1,955,410,970円
期中一部解約元本額	53,409,339円

## (参考)

BDCプラス(為替ヘッジあり/年1回決算型)は、「SMAM・米国BDCファンド(FOFs用)＜適格機関投資家限定＞」、「SMAM・米国短期ハイ・イールド・ボンド・ファンド(FOFs用)＜適格機関投資家限定＞」、および「アッシュモア・エマージング・マーケット・ショート・デュレーション・コーポレート・デッド・ファンド(ヘッジド・アニュアル・ディストリビューション・クラス)」投資信託受益証券を、BDCプラス(為替ヘッジなし/年1回決算型)は、「SMAM・米国BDCファンド(FOFs用)＜適格機関投資家限定＞」、「SMAM・米国短期ハイ・イールド・ボンド・ファンド(FOFs用)＜適格機関投資家限定＞」、および「アッシュモア・エマージング・マーケット・ショート・デュレーション・コーポレート・デッド・ファンド(アンヘッジド・アニュアル・ディストリビューション・クラス)」投資信託受益証券をそれぞれ主要投資対象としており、各中間貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」および「投資証券」はすべて各該当ファンドの受益証券です。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外です。

SMAM・米国BDCファンド(FOFs用)＜適格機関投資家限定＞

貸借対照表

(単位：円)

(平成29年 6月15日現在)

<b>資産の部</b>	
流動資産	
コール・ローン	150,816,968
親投資信託受益証券	6,156,975,520
未収入金	18,900,000
流動資産合計	6,326,692,488
<b>資産合計</b>	<b>6,326,692,488</b>
<b>負債の部</b>	
流動負債	
未払解約金	19,089,999
未払受託者報酬	16,899
未払委託者報酬	383,636
未払利息	359
その他未払費用	5,354
流動負債合計	19,496,247
<b>負債合計</b>	<b>19,496,247</b>
<b>純資産の部</b>	
元本等	
元本	6,758,709,060
剰余金	
剰余金又は欠損金( )	451,512,819
元本等合計	6,307,196,241
<b>純資産合計</b>	<b>6,307,196,241</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>6,326,692,488</b>

## 注記表

(重要な会計方針の注記)

項目	自 平成29年 6月13日 至 平成29年 6月15日
有価証券の評価基準及び評価方法	<p>親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成29年 6月15日現在)	
1. 当計算期間の末日における受益権の総数		6,758,709,060口
2. 「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損	451,512,819円
3. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額	0.9332円
	(10,000口当たりの純資産額)	9,332円)

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	(平成29年 6月15日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

## (デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (その他の注記)

項目	(平成29年 6月15日現在)
期首元本額	6,779,054,365円
期中追加設定元本額	-円
期中一部解約元本額	20,345,305円

## (参考)

SMAM・米国BDCファンド（FOFs用）＜適格機関投資家限定＞は、「米国ハイ・インカムBDCマ



「マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。

なお、以下に記載した状況は、監査の対象外です。

## 米国ハイ・インカムBDCマザーファンド

### 貸借対照表

(単位：円)	
(平成29年 6月15日現在)	
資産の部	
流動資産	
預金	382,169,437
コール・ローン	132,677,204
株式	11,545,975,488
派生商品評価勘定	2,599,611
未収入金	722,624,580
未収配当金	127,002,141
流動資産合計	12,913,048,461
資産合計	12,913,048,461
負債の部	
流動負債	
未払金	50,745,500
未払解約金	18,900,000
未払利息	316
その他未払費用	5,364
流動負債合計	69,651,180
負債合計	69,651,180
純資産の部	
元本等	
元本	10,141,754,157
剰余金	
剰余金又は欠損金( )	2,701,643,124
元本等合計	12,843,397,281
純資産合計	12,843,397,281
負債純資産合計	12,913,048,461

### 注記表

(重要な会計方針の注記)

項 目	自 平成29年 6月13日 至 平成29年 6月15日

1.有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2.デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。</p>
3.収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金の計上基準</p> <p>受取配当金は原則として、配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。なお、配当金額が未確定の場合は、入金日基準で計上しております。</p>
4.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建資産等の会計処理</p> <p>「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。</p>

## (貸借対照表に関する注記)

項目	(平成29年 6月15日現在)	
1. 当計算期間の末日における受益権の総数		10,141,754,157口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額	1.2664円
	(10,000口当たりの純資産額)	12,664円)

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	(平成29年 6月15日現在)	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。	

2.時価の算定方法	<p>(1) 有価証券（株式） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
-----------	---

（デリバティブ取引に関する注記）

（平成29年 6月15日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（単位：円）

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
			うち1年超		
市場取引以外の 取引	為替予約取引				
	売建	822,000,000	-	819,400,389	2,599,611
	米ドル	822,000,000	-	819,400,389	2,599,611
	合計	822,000,000	-	819,400,389	2,599,611

（注）1.時価の算定方法

(1)為替予約取引の時価の算定方法について

1)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しています。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっています。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いています。
- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いています。

2)計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

2.ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

（その他の注記）

(平成29年 6月15日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	10,128,184,599円
同期中における追加設定元本額	28,410,548円
同期中における一部解約元本額	14,840,990円
平成29年 6月15日現在における元本の内訳	
米国ハイ・インカムBDCファンド(毎月決算型)	4,687,755,144円
米国ハイ・インカムBDCファンド(年1回決算型)	592,205,330円
S M A M・米国BDCファンド(FOFs用) <適格機関投資家限定>	4,861,793,683円
合計	10,141,754,157円

S M A M・米国短期ハイ・イールド・ボンド・ファンド(FOFs用) <適格機関投資家限定>

貸借対照表

(単位:円)

(平成29年 6月15日現在)

<b>資産の部</b>	
流動資産	
コール・ローン	42,880,886
親投資信託受益証券	2,799,982,470
未収入金	5,410,000
流動資産合計	2,848,273,356
<b>資産合計</b>	<b>2,848,273,356</b>
<b>負債の部</b>	
流動負債	
未払解約金	5,460,000
未払受託者報酬	6,337
未払委託者報酬	133,091
未払利息	99
その他未払費用	1,629
流動負債合計	5,601,156
<b>負債合計</b>	<b>5,601,156</b>
<b>純資産の部</b>	
元本等	
元本	2,993,490,045
剰余金	
剰余金又は欠損金( )	150,817,845
元本等合計	2,842,672,200
<b>純資産合計</b>	<b>2,842,672,200</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>2,848,273,356</b>

注記表

(重要な会計方針の注記)

項 目	自 平成29年 6月13日 至 平成29年 6月15日
-----	--------------------------------

有価証券の評価基準及び評価方法	<p>親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
-----------------	---

## (貸借対照表に関する注記)

項目	(平成29年 6月15日現在)	
1. 当計算期間の末日における受益権の総数		2,993,490,045口
2. 「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損	150,817,845円
3. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 (10,000口当たりの純資産額)	0.9496円 9,496円)

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	(平成29年 6月15日現在)	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	

## (デリバティブ取引に関する注記)



該当事項はありません。

（その他の注記）

項 目	（平成29年 6月15日現在）
期首元本額	2,999,224,737円
期中追加設定元本額	-円
期中一部解約元本額	5,734,692円

（参考）

S M A M ・米国短期ハイ・イールド・ボンド・ファンド（F O F s 用）＜適格機関投資家限定＞は、「米国短期ハイ・イールド・ボンド・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。

なお、以下に記載した状況は、監査の対象外です。

#### 米国短期ハイ・イールド・ボンド・マザーファンド

#### 貸借対照表

（単位：円）	
（平成29年 6月15日現在）	
資産の部	
流動資産	
預金	483,055,032
コール・ローン	49,433,601
社債券	8,800,283,411
派生商品評価勘定	164,137
未収入金	46,288,553
未収利息	108,048,866
前払費用	18,520,011
流動資産合計	9,505,793,611
資産合計	9,505,793,611
負債の部	
流動負債	
未払金	6,450,302
未払解約金	53,692,470
未払利息	115
その他未払費用	244
流動負債合計	60,143,131
負債合計	60,143,131
純資産の部	
元本等	
元本	5,544,584,123

(平成29年 6月15日現在)

剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	3,901,066,357
元本等合計	9,445,650,480
純資産合計	9,445,650,480
負債純資産合計	9,505,793,611

## 注記表

(重要な会計方針の注記)

項目	自平成29年 6月13日 至平成29年 6月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	社債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。  (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。  (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。  (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成29年 6月15日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	5,544,584,123口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.7036円 (10,000口当たりの純資産額 17,036円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	(平成29年 6月15日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	(1) 有価証券(社債券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

(平成29年 6月15日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位:円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	61,000,000	-	60,835,863	164,137
	米ドル	61,000,000	-	60,835,863	164,137
合計		61,000,000	-	60,835,863	164,137

(注) 1.時価の算定方法

(1)為替予約取引の時価の算定方法について

1)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しています。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっています。

- ・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いています。
- ・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いています。

2)計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

2.ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

## （その他の注記）

（平成29年 6月15日現在）	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	5,576,077,875円
同期中における追加設定元本額	-円
同期中における一部解約元本額	31,493,752円
平成29年 6月15日現在における元本の内訳	
米国短期ハイ・イールド・ボンド・ファンド（為替ヘッジあり）	797,736,899円
米国短期ハイ・イールド・ボンド・ファンド（為替ヘッジなし）	880,880,547円
S M A M ・ヘッジ付き年金米国短期ハイ・イールド・ボンド・ファンド<適格機関投資家限定>	2,222,398,662円
S M A M ・米国短期ハイ・イールド・ボンド・ファンド（F O F s用）<適格機関投資家限定>	1,643,568,015円
合計	5,544,584,123円

## （参考）

「アッシュモア・エマージング・マーケット・ショート・デュレーション・コーポレート・デッド・ファンド（ヘッジド・アニュアル・ディストリビューション・クラス）」および「アッシュモア・エマージング・マーケット・ショート・デュレーション・コーポレート・デッド・ファンド（アンヘッジド・アニュアル・ディストリビューション・クラス）」は、「アッシュモア・エマージング・マーケット・ショート・デュレーション・コーポレート・デッド・ファンド」の各シェアクラスです。

以下に記載した状況は、監査の対象外です。

## アッシュモア・エマージング・マーケット・ショート・デュレーション・コーポレート・デッド・ファンド

アッシュモア・エマージング・マーケット・ショート・デュレーション・コーポレート・デッド・ファンドは、ガーンジー籍の外国投資信託で、現地での監査を受けております。

なお、以下の財務諸表は、入手しうる直近の現地監査済み財務諸表を委託会社において抜粋して翻訳したものです。

## 貸借対照表（2016年7月31日現在）

（単位：日本円）

資産	
損益を通じて公正価値で評価する投資ポートフォリオ	715,547,049
現預金	87,094,927
未収金	11,524,667
為替先渡契約未実現利益	36,413,179
資産合計	850,579,822
負債	
その他未払金（1年以内）	(5,411,938)
為替先渡契約未実現損失	(3,257,748)
負債合計（参加投資主に帰属する純資産を除く）	(8,669,686)

参加投資主に帰属する純資産

## 投資明細表(2016年7月31日現在)

投資銘柄	満期日	通貨	名目元本	時価 日本円	純資産 比率 (%)
公認の証券取引所への上場が認められた証券					
債券					
アゼルバイジャン					
International Bank of Azerbaijan OJSC 5.625%	2019年6月11日	米ドル	200,000	20,116,668	2.39
				20,116,668	2.39
ベラルーシ					
Belarus International Bond 8.95%	2018年1月26日	米ドル	300,000	32,179,816	3.82
				32,179,816	3.82
ブラジル					
Marfrig Holdings Europe BV 6.875%	2019年6月24日	米ドル	400,000	41,864,517	4.97
Petrobras Global Finance BV 3%	2019年1月15日	米ドル	450,000	43,942,170	5.22
Petrobras Global Finance BV 5.875%	2018年3月1日	米ドル	140,000	14,917,858	1.77
				100,724,545	11.96
中国					
Tencent Holdings Ltd 3.375%	2019年5月2日	米ドル	200,000	21,269,780	2.53
				21,269,780	2.53
イスラエル					
Delek & Avner Tamar Bond Ltd 2.803%	2016年12月30日	米ドル	300,000	30,798,852	3.66
Israel Electric Corp Ltd 6.7%	2017年2月10日	米ドル	400,000	41,940,023	4.98
				72,738,875	8.64
カザフスタン					
Halyk Savings Bank of Kazakhstan JSC 7.25%	2017年5月3日	米ドル	400,000	42,120,582	5.00
Kazkommertsbank JSC 6.875%	2017年2月13日	ユーロ	75,000	8,314,754	0.99
Kazkommertsbank JSC 7.5%	2016年11月29日	米ドル	400,000	40,522,229	4.81
				90,957,565	10.80
クウェート					
Kuwait Projects Co 8.875%	2016年10月17日	米ドル	200,000	20,818,178	2.48
				20,818,178	2.48
メキシコ					
Petroleos Mexicanos 3.75%	2019年3月15日	ユーロ	173,000	20,850,086	2.49
				20,850,086	2.49
カタール					
Ras Laffan Liquefied Natural Gas Co Ltd 5.832%	2016年9月30日	米ドル	112,770	11,660,817	1.39
				11,660,817	1.39
ロシア連邦					
Credit Bank of Moscow Via CBOM Finance PLC 7.7%	2018年2月1日	米ドル	200,000	21,359,238	2.54
Lukoil International Finance BV 3.416%	2018年4月24日	米ドル	300,000	31,094,311	3.69
VimpelCom Holdings BV 6.2546%	2017年3月1日	米ドル	200,000	20,972,679	2.50
Vnesheconombank Via VEB Finance PLC 5.45%	2017年11月22日	米ドル	400,000	42,260,925	5.02
				115,687,153	13.75
サウジアラビア王国					
SABIC Capital BV 2.625%	2018年10月3日	米ドル	300,000	31,162,020	3.70
				31,162,020	3.70
アラブ首長国連邦					
Dubai Holding Commercial Operations MTN Ltd 6%	2017年2月1日	英ポンド	550,000	75,559,176	8.97
Emirates NBD PJSC 4.625%	2017年3月28日	米ドル	300,000	31,331,909	3.72
				106,891,085	12.69

ベネズエラ					
Petroleos de Venezuela SA 5.125%	2016年10月28日	米ドル	180,000	17,417,874	2.07
Petroleos de Venezuela SA 8.5%	2017年11月2日	米ドル	670,000	53,072,587	6.30
				70,490,461	8.37
債券合計				715,547,049	85.01
公認の証券取引所への上場が認められた証券合計				715,547,049	85.01
投資合計				715,547,049	85.01

	未実現利益(損失) 日本円	純資産比率 (%)
為替先渡契約未実現利益	36,413,179	4.32
為替先渡契約未実現損失	(3,257,748)	(0.40)
為替先渡契約純未実現利益	33,155,431	3.92
投資有価証券・為替先渡契約合計	748,702,480	88.93
銀行預金	87,094,927	10.34
その他資産・負債	6,112,729	0.73
純資産	841,910,136	100.00

信用格付別有価証券分類	時価 日本円
投資適格	283,186,901
投資適格未満	356,800,972
未格付	75,559,176
	715,547,049

## 2【ファンドの現況】

<更新後>

### 【純資産額計算書】

BDCプラス(為替ヘッジあり/年1回決算型)

平成29年 7月31日現在

資産総額	2,175,472,636円
負債総額	6,032,069円
純資産総額( - )	2,169,440,567円
発行済口数	2,153,771,516口
1口当たり純資産額( / )	1.0073円



(1万口当たり純資産額)	(10,073円)
--------------	-----------

## BDCプラス(為替ヘッジなし/年1回決算型)

平成29年 7月31日現在

資産総額	2,262,382,992円
負債総額	3,359,267円
純資産総額( - )	2,259,023,725円
発行済口数	2,339,809,868口
1口当たり純資産額( / )	0.9655円
(1万口当たり純資産額)	(9,655円)

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1【委託会社等の概況】

<更新後>

###### イ 資本金の額および株式数

	平成29年 7月31日現在
資本金の額	2,000百万円
会社が発行する株式の総数	60,000株
発行済株式総数	17,640株

ロ 最近5年間における資本金の額の増減  
該当ありません。

###### ハ 会社の機構

委託会社の取締役は7名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

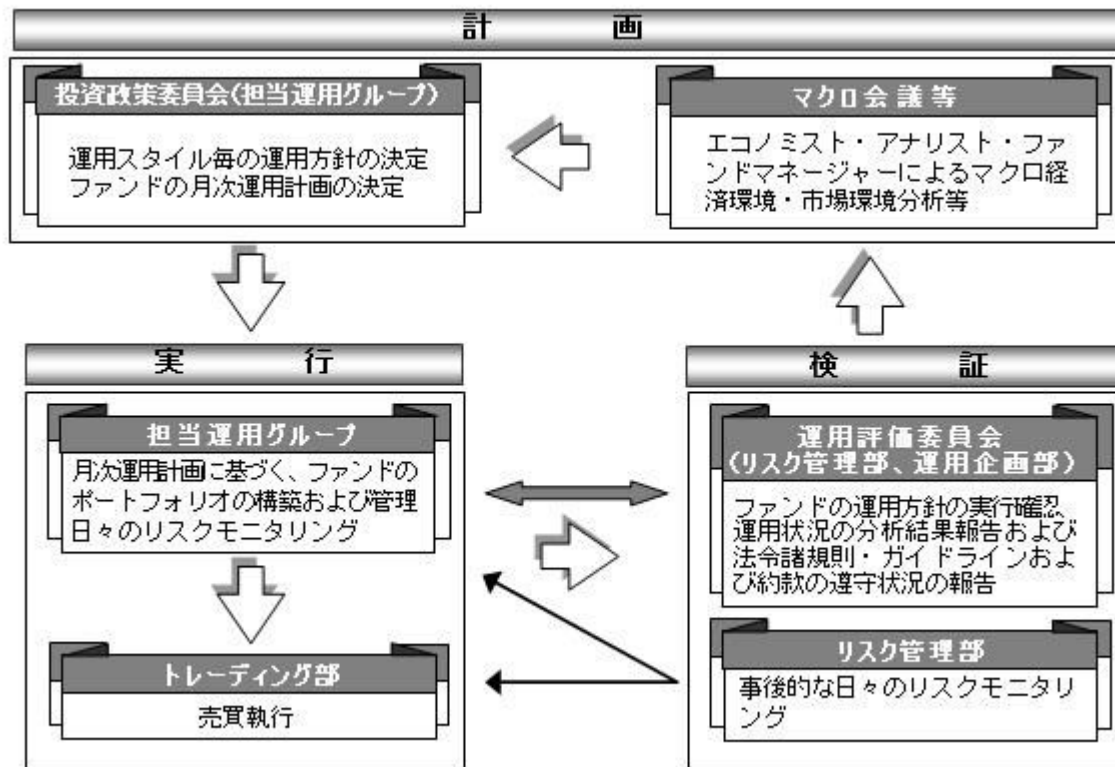
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を1名選定します。

###### ニ 投資信託の運用の流れ



## 2【事業の内容及び営業の概況】

### <更新後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助言業務を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務を行っています。

平成29年7月31日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

（平成29年 7月31日現在）

		本 数(本)	純資産総額(百万円)
株式投資信託	単体型	74 ( 26 )	202,656 ( 101,131 )
	追加型	450 ( 191 )	5,287,766 ( 2,807,819 )
	計	524 ( 217 )	5,490,422 ( 2,908,950 )
公社債投資信託	単体型	101 ( 101 )	410,077 ( 410,077 )
	追加型	1 ( 0 )	29,885 ( 0 )
	計	102 ( 101 )	439,962 ( 410,077 )
合 計		626 ( 318 )	5,930,384 ( 3,319,027 )

（ ）内は、私募投資信託分であり、内書き表記しております。

## 3【委託会社等の経理状況】

<更新後>

- 1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
- 2 当社は、当事業年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

		前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
(単位：千円)			
資産の部			
流動資産			
現金及び預金	2	10,857,507	13,279,384
顧客分別金信託		20,006	20,008
前払費用		324,934	351,526
未収入金		81,347	40,544
未収委託者報酬		5,418,116	5,511,715
未収運用受託報酬		1,635,461	1,297,104
未収投資助言報酬		382,911	343,523
未収収益		28,813	20,789
繰延税金資産		494,032	482,535
その他の流動資産		6,226	5,560
流動資産合計		19,249,357	21,352,691
固定資産			
有形固定資産	1		
建物		154,246	198,767
器具備品		240,748	261,096
有形固定資産合計		394,995	459,864
無形固定資産			
ソフトウェア		449,034	493,806
ソフトウェア仮勘定		146,452	141,025
電話加入権		79	68
商標権		60	3
無形固定資産合計		595,627	634,903
投資その他の資産			
投資有価証券		13,115,106	12,098,372
関係会社株式		10,412,523	10,412,523
長期差入保証金		603,625	677,681
長期前払費用		32,533	61,282
会員権		17,299	7,819
繰延税金資産		750,481	871,577
投資その他の資産合計		24,931,569	24,129,257
固定資産合計		25,922,192	25,224,025
資産合計		45,171,549	46,576,717

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
顧客からの預り金	0	304
その他の預り金	73,103	80,380
<b>未払金</b>		
未払収益分配金	154	655
未払償還金	141,808	140,124
未払手数料	2,479,778	2,424,318
その他未払金	58,453	52,903
未払費用	2,092,669	2,564,625
未払消費税等	317,444	160,571
未払法人税等	992,491	661,467
賞与引当金	982,654	1,001,068
その他の流動負債	-	445
<b>流動負債合計</b>	<b>7,138,557</b>	<b>7,086,864</b>
<b>固定負債</b>		
退職給付引当金	3,028,212	3,177,131
賞与引当金	51,310	40,167
その他の固定負債	693	2,174
<b>固定負債合計</b>	<b>3,080,216</b>	<b>3,219,473</b>
<b>負債合計</b>	<b>10,218,774</b>	<b>10,306,337</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	2,000,000	2,000,000
<b>資本剰余金</b>		
資本準備金	8,628,984	8,628,984
<b>資本剰余金合計</b>	<b>8,628,984</b>	<b>8,628,984</b>
<b>利益剰余金</b>		
利益準備金	284,245	284,245
<b>その他利益剰余金</b>		
配当準備積立金	60,000	60,000
別途積立金	1,476,959	1,476,959
繰越利益剰余金	21,984,811	23,493,074
<b>利益剰余金合計</b>	<b>23,806,015</b>	<b>25,314,279</b>
<b>株主資本計</b>	<b>34,434,999</b>	<b>35,943,263</b>
<b>評価・換算差額等</b>		
その他有価証券評価差額金	517,775	327,116
<b>評価・換算差額等合計</b>	<b>517,775</b>	<b>327,116</b>
<b>純資産合計</b>	<b>34,952,774</b>	<b>36,270,379</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>45,171,549</b>	<b>46,576,717</b>

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

営業収益		
委託者報酬	32,339,255	31,628,014
運用受託報酬	7,401,835	5,649,190
投資助言報酬	1,909,892	1,726,511
その他営業収益		
情報提供コンサルタント		
業務報酬	5,000	5,000
投資法人運用受託報酬	8,546	-
サービス支援手数料	74,038	61,268
その他	55,319	54,261
営業収益計	41,793,887	39,124,246
営業費用		
支払手数料	16,006,652	14,908,517
広告宣伝費	615,596	366,227
公告費	4,507	1,140
調査費		
調査費	1,624,477	1,325,978
委託調査費	4,106,366	4,343,104
営業雑経費		
通信費	43,662	46,030
印刷費	399,236	338,254
協会費	23,328	21,669
諸会費	22,650	20,054
情報機器関連費	2,557,200	2,516,497
販売促進費	31,271	24,896
その他	161,974	149,177
営業費用合計	25,596,925	24,061,549
一般管理費		
給料		
役員報酬	181,739	225,885
給料・手当	5,824,767	6,121,741
賞与	609,597	610,533
賞与引当金繰入額	1,033,964	989,925
交際費	26,912	23,136
寄付金	23	-
事務委託費	540,251	317,928
旅費交通費	277,212	229,248
租税公課	161,628	268,527
不動産賃借料	595,051	622,662
退職給付費用	701,070	423,954
固定資産減価償却費	334,024	384,068
諸経費	354,884	335,840
一般管理費合計	10,641,129	10,553,451
営業利益	5,555,832	4,509,246
営業外収益		
受取配当金	1	36,102
受取利息	1	3,728
時効成立分配金・償還金		1,394
原稿・講演料		1,766
雑収入		19,472
営業外収益合計		62,465
営業外費用		
為替差損		51,385
		9,737



雑損失		-	1,084
営業外費用合計		51,385	10,821
経常利益		5,566,912	4,621,608
特別利益			
投資有価証券償還益		13,036	353,462
投資有価証券売却益		38,823	2,579
投資有価証券清算益		29,214	-
特別利益合計		81,075	356,041
特別損失			
固定資産除却損	2	5,300	8,157
投資有価証券償還損		2,313	43,644
投資有価証券売却損		8,184	15,012
ゴルフ会員権売却損		-	3,894
事務所移転費用		-	21,175
特別損失合計		15,798	91,884
税引前当期純利益		5,632,188	4,885,765
法人税、住民税及び事業税		1,598,176	1,391,996
法人税等調整額		41,999	25,454
法人税等合計		1,556,177	1,366,541
当期純利益		4,076,011	3,519,223

## (3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			利益剰余金 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金				
					配当準備 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	18,861,359	20,682,564	31,311,548
当期変動額									
剰余金の配当			-				952,560	952,560	952,560
当期純利益			-				4,076,011	4,076,011	4,076,011
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			-					-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	3,123,451	3,123,451	3,123,451
当期末残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	21,984,811	23,806,015	34,434,999

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計	
当期首残高	634,478	634,478	31,946,027
当期変動額			
剰余金の配当		-	952,560
当期純利益		-	4,076,011
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	116,703	116,703	116,703

当期変動額合計	116,703	116,703	3,006,747
当期末残高	517,775	517,775	34,952,774

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			利益剰余金 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金				
					配当準備 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	21,984,811	23,806,015	34,434,999
当期変動額									
剰余金の配当			-				2,010,960	2,010,960	2,010,960
当期純利益			-				3,519,223	3,519,223	3,519,223
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）			-					-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	1,508,263	1,508,263	1,508,263
当期末残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	23,493,074	25,314,279	35,943,263

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計	
当期首残高	517,775	517,775	34,952,774
当期変動額			
剰余金の配当		-	2,010,960
当期純利益		-	3,519,223
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	190,658	190,658	190,658
当期変動額合計	190,658	190,658	1,317,604
当期末残高	327,116	327,116	36,270,379

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券

償却原価法

(2) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(3) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

## 2. 固定資産の減価償却の方法

### (1) 有形固定資産

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～50年
器具備品	3～20年

### (2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

## 3. 引当金の計上基準

### (1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

### (2) 退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

## 4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

### 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

### (会計方針の変更)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ2,218千円増加しております。

### (追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

### (貸借対照表関係)

#### 1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)

建物	281,421千円	291,976千円
器具備品	758,541千円	651,918千円

## 2 関係会社に対する資産及び負債

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
現金及び預金	4,716,352千円	- 千円

## 3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。当事業年度末における当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
当座借越極度額の総額	10,000,000千円	10,000,000千円
借入実行残高	- 千円	- 千円
差引額	10,000,000千円	10,000,000千円

## 4 保証債務

当社は、子会社であるSumitomo Mitsui Asset Management(New York) Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、平成35年6月までの賃借料総額の支払保証を行っております。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
Sumitomo Mitsui Asset Management (New York) Inc.	296,815千円	256,031千円

## (損益計算書関係)

## 1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	当事業年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
受取配当金	-	106,640千円
受取利息	1,423千円	18千円

## 2 固定資産除却損

	前事業年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	当事業年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
建物	-	6,952千円
器具備品	5,300千円	1,204千円

## (株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

## 1.発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	17,640株	-	-	17,640株

## 2.剰余金の配当に関する事項

## (1)配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月30日 定時株主総会	普通株式	952,560	54,000	平成27年 3月31日	平成27年 7月1日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの  
平成28年6月27日開催の第31回定時株主総会において次の通り付議いたします。

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	2,010,960	114,000	平成28年 3月31日	平成28年 6月28日

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

#### 1.発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	17,640株	-	-	17,640株

#### 2.剰余金の配当に関する事項

##### (1)配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月27日 定時株主総会	普通株式	2,010,960	114,000	平成28年 3月31日	平成28年 6月28日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの  
平成29年6月27日開催の第32回定時株主総会において次の通り付議いたします。

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	1,887,480	107,000	平成29年 3月31日	平成29年 6月28日

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
1年以内	579,592	626,698
1年超	756,470	191,491
合計	1,336,063	818,190

(金融商品関係)

#### 1.金融商品の状況に関する事項

##### (1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っています。そのため、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。また、資金調達及びデリバティブ取引は行っていません。

## (2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。

投資有価証券については、主に事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、主に全額出資の子会社の株式及び50%出資した関連会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。また、長期差入保証金は、建物等の賃借契約に関連する敷金等であり、差入先の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払手数料は、すべて1年以内の支払期日であります。

## (3)金融商品に係るリスク管理体制

## 信用リスクの管理

当社は、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、営業債権について、取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。

投資有価証券、子会社株式及び関連会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

長期差入保証金についても、差入先の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

## 市場リスクの管理

投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては所管する有価証券について管理を、企画部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握しています。また、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、その状況について取締役会に報告しています。

なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、および投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。

## (4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格及び業界団体が公表する売買参考統計値等に基づく価額のほか、これらの価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。

## 2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません（注2）参照）。

前事業年度（平成28年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
--	----------	----	----



(1)現金及び預金	10,857,507	10,857,507	-
(2)顧客分別金信託	20,006	20,006	-
(3)未収委託者報酬	5,418,116	5,418,116	-
(4)未収運用受託報酬	1,635,461	1,635,461	-
(5)未収投資助言報酬	382,911	382,911	-
(6)投資有価証券			
その他有価証券	13,114,808	13,114,808	-
(7)長期差入保証金	603,625	603,625	-
資産計	32,032,437	32,032,437	-
(1)顧客からの預り金	0	0	-
(2)未払手数料	2,479,778	2,479,778	-
負債計	2,479,778	2,479,778	-

当事業年度（平成29年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	13,279,384	13,279,384	-
(2)顧客分別金信託	20,008	20,008	-
(3)未収委託者報酬	5,511,715	5,511,715	-
(4)未収運用受託報酬	1,297,104	1,297,104	-
(5)未収投資助言報酬	343,523	343,523	-
(6)投資有価証券			
その他有価証券	12,098,074	12,098,074	-
(7)長期差入保証金	677,681	677,681	-
資産計	33,227,492	33,227,492	-
(1)顧客からの預り金	304	304	-
(2)未払手数料	2,424,318	2,424,318	-
負債計	2,424,622	2,424,622	-

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

#### 資 産

(1)現金及び預金、(2)顧客分別金信託、(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬、及び(5)未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(6)投資有価証券

これらの時価について、投資信託等については取引所の価格、取引金融機関から提示された価格及び公表されている基準価格によっております。

(7)長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

#### 負 債

(1)顧客からの預り金、(2)未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
その他有価証券 非上場株式	298	298
合計	298	298
子会社株式及び関連会社株式 非上場株式	10,412,523	10,412,523
合計	10,412,523	10,412,523

その他有価証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであり、「(6) その他有価証券」には含めておりません。

子会社株式及び関連会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(平成28年3月31日)

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	10,857,507	-	-	-
顧客分別金信託	20,006	-	-	-
未収委託者報酬	5,418,116	-	-	-
未収運用受託報酬	1,635,461	-	-	-
未収投資助言報酬	382,911	-	-	-
長期差入保証金	537,057	66,567	-	-
合計	18,851,060	66,567	-	-

当事業年度(平成29年3月31日)

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	13,279,384	-	-	-
顧客分別金信託	20,008	-	-	-
未収委託者報酬	5,511,715	-	-	-
未収運用受託報酬	1,297,104	-	-	-
未収投資助言報酬	343,523	-	-	-
長期差入保証金	31,201	646,480	-	-
合計	20,482,937	646,480	-	-

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(平成28年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 関係会社株式10,412,523千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(平成29年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 関係会社株式10,412,523千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

## 2. その他有価証券

前事業年度（平成28年3月31日）

(単位：千円)

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
(1) 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	7,852,587	7,058,420	794,166
小計	7,852,587	7,058,420	794,166
(2) 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	5,262,221	5,310,100	47,878
小計	5,262,221	5,310,100	47,878
合計	13,114,808	12,368,520	746,288

(注) 非上場株式等（貸借対照表計上額 298千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度（平成29年3月31日）

(単位：千円)

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
(1) 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	4,921,829	4,267,927	653,902
小計	4,921,829	4,267,927	653,902
(2) 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	7,176,244	7,358,662	182,417
小計	7,176,244	7,358,662	182,417
合計	12,098,074	11,626,589	471,485

(注) 非上場株式等（貸借対照表計上額 298千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

## 3. 当事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
327,278	38,823	8,184

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
228,204	2,579	15,012

(退職給付関係)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

## 2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)	当事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)
退職給付債務の期首残高	2,633,080	3,028,212
勤務費用	225,881	280,524
利息費用	19,247	-
数理計算上の差異の発生額	285,510	15,494
退職給付の支払額	135,507	116,111
退職給付債務の期末残高	3,028,212	3,177,131

## (2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年 3月31日)	当事業年度 (平成29年 3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	3,028,212	3,177,131
未認識数理計算上の差異	-	-
未認識過去勤務費用	-	-
退職給付引当金	3,028,212	3,177,131

## (3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)	当事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)
勤務費用	225,881	280,524
利息費用	19,247	-
数理計算上の差異の費用処理額	285,510	15,494
その他	170,430	158,924
確定給付制度に係る退職給付費用	701,070	423,954

(注) その他は、その他の関係会社等からの出向者の年金掛金負担分及び退職給付引当額相当額負担分、退職定年制度適用による割増退職金並びに確定拠出年金への拠出額になります。

## (4)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表わしております。)

	前事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)	当事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)
割引率	0.000%	0.092%

## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度125,210千円、当事業年度137,310千円であります。

(税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年 3月31日)	当事業年度 (平成29年 3月31日)
--	------------------------	------------------------

流動の部		
繰延税金資産		
賞与引当金	303,247	308,929
調査費	74,734	79,381
未払金	44,028	45,745
未払事業税	67,598	46,406
その他	7,369	2,071
繰延税金資産小計	496,977	482,535
評価性引当額	2,945	-
繰延税金資産合計	494,032	482,535
固定の部		
繰延税金資産		
退職給付引当金	927,238	972,837
特定外国子会社留保金額	205,413	-
ソフトウェア償却	35,707	18,718
賞与引当金	15,834	12,299
投資有価証券評価損	95	95
その他	5,971	14,592
繰延税金資産小計	1,190,261	1,018,544
評価性引当額	211,267	2,597
繰延税金資産合計	978,994	1,015,946
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	228,513	144,368
繰延税金負債合計	228,513	144,368
繰延税金資産の純額	1,244,513	1,354,113

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
法定実効税率	33.0%	30.8%
(調整)		
評価性引当額の増減	5.5	0.1
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1	0.2
受取配当等永久に益金に算入されない項目	0.0	0.8
住民税均等割等	0.1	0.1
所得税額控除による税額控除	1.5	2.2
その他	1.3	0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.6	27.9

(注)前事業年度において、独立掲記しておりました「税率変更による期末繰延税金資産の減額修正」は、重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の内訳の組替えを行っております。この結果、前事業年度の「税率変更による期末繰延税金資産の減額修正」として表示していた1.3%は「その他」として組み替えております。

## (セグメント情報等)

前事業年度(自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)

## 1.セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

## 2.関連情報

## (1)製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	32,339,255	7,401,835	1,909,892	142,903	41,793,887

## (2)地域ごとの情報

## 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

## 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## (3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

## 3.報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

## 4.報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

## 5.報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)

## 1.セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

## 2.関連情報

## (1)製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への営業収益	31,628,014	5,649,190	1,726,511	120,529	39,124,246

## (2) 地域ごとの情報

## 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

## 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## (3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

## 3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

## 4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

## 5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

## (関連当事者情報)

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

## 1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

（単位：千円）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との 関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の 関係会社	(株)三井 住友 銀行	東京都 千代田区	1,770,986,505	銀行業	% (被所有) 直接 40	投信の販売 委託 役員の兼任	委託販売 手数料	2,740,552	未払手数料	471,118

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

## 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

## (2) 兄弟会社等

（単位：千円）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との 関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
----	----------------	-----	-----------------	---------------	------------------------	-------------------	-------	------	----	------



その他の 関係会社の 子会社	SMBC日興 証券(株)	東京都 千代田 区	10,000,000	証券業	%	投信の販売 委託 役員の兼任	子会社株式 の 取得	9,877,717	-	-
							委託販売 手数料	5,483,224	未払手数料	912,899

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の内容 又は職業	議決権等の所 有 (被所有)割合	関連当事者と の 関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残 高
子会社	Sunitomo Mitsui Asset Management (Hong Kong) Limited	Hong Kong	5,000,000 (ホンコンド ル)	投資運用業	% (所有) 直接100	投信の助言業 務 役員の兼任	剰余金の配 当	106,640	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

受取配当金については、剰余金の分配可能額を基礎とした一定の基準に基づき合理的に決定しております。

(2) 兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名 称又は氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の内 容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有) 割合	関連当事者と の 関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の 子会社	(株)三井住 友 銀行	東京都 千代田区	1,770,996,505	銀行業	% -	投信の販売委 託 役員の兼任	委託販売 手数料	2,737,677	未払手数料	489,567
親会社の 子会社	SMBC日興 証券(株)	東京都 千代田区	10,000,000	証券業	% -	投信の販売委 託	委託販売 手数料	5,485,934	未払手数料	862,697

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

3. (株)三井住友銀行の属性が、平成28年7月29日付けで、「その他の関係会社」より「親会社」、平成28年10月1日付けで「親会社」より「親会社の子会社」に異動となりました。なお、取引金額の中には、「その他の関係会社」及び「親会社」であった期間の取引金額が含まれております。

4. SMBC日興証券(株)の属性が、平成28年10月1日付けで、「その他の関係会社の子会社」より

「親会社の子会社」に異動となりました。

なお、取引金額の中には、「その他の関係会社の子会社」であった期間の取引金額が含まれております。

## 2. 親会社に関する注記

株式会社三井住友フィナンシャルグループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

### (1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)	当事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)
1株当たり純資産額	1,981,449.82円	2,056,143.98円
1株当たり当期純利益金額	231,066.40円	199,502.47円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)	当事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	4,076,011	3,519,223
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	4,076,011	3,519,223
期中平均株式数(株)	17,640	17,640

### (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 5【その他】

### <更新後>

#### イ 定款の変更、その他の重要事項

平成29年6月27日付で、定款について以下の変更を行いました。

(イ) 監査体制の見直しにより監査役の員数を1名減員し5名以内とする定款の変更

(ロ) 公告の方法を日本経済新聞に掲載する方法から、電子公告(ただし、事故その他やむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載)とする平成30年2月1日付効力発生 of 定款の変更

□ 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実

該当ありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### <更新後>

#### イ 受託会社

(イ) 名称 株式会社S M B C 信託銀行

(ロ) 資本金の額 87,550百万円(平成29年3月末現在)

(八) 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

〔参考情報：再信託受託会社の概要〕

- ・ 名称 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
- ・ 資本金の額 51,000百万円(平成29年3月末現在)
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

□ 販売会社

(イ) 名称	(ロ) 資本金の額	(ハ) 事業の内容
S M B C 日興証券株式会社	10,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
S M B C フレンド証券株式会社	27,270百万円	
高木証券株式会社	11,069百万円	

資本金の額は、平成29年3月末現在。

**独立監査人の中間監査報告書**

平成29年7月25日

三井住友アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小澤 陽一 印指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 菅野 雅子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているBDCプラス（為替ヘッジあり/年1回決算型）の平成28年12月16日から平成29年6月15日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

**中間財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

**監査人の責任**

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**中間監査意見**

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、BDCプラス（為替ヘッジあり/年1回決算型）の平成29年6月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成28年12月16日から平成29年6月15日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

**利害関係**

三井住友アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。 2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

**独立監査人の中間監査報告書**

平成29年7月25日

三井住友アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小澤 陽一 印指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 菅野 雅子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているBDCプラス（為替ヘッジなし/年1回決算型）の平成28年12月16日から平成29年6月15日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

**中間財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

**監査人の責任**

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**中間監査意見**

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、BDCプラス（為替ヘッジなし/年1回決算型）の平成29年6月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成28年12月16日から平成29年6月15日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

**利害関係**

三井住友アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 . 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。 2 . X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。

**独立監査人の監査報告書**

平成29年 6月16日

三井住友アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小澤 陽 一 印指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 池ヶ谷 正 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友アセットマネジメント株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第32期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友アセットマネジメント株式会社の平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。